

平成30年12月 3 日（月曜日）

第 3 号

## 平成30年第4回北海道議会定例会会議録

## 第3号

平成30年12月3日（月曜日）

## 議事日程 第3号

12月3日午後1時開議

日程第1、議案第2号ないし第30号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

## 1. 日程第1

出席議員 (98人)

議長 101番 大谷 亨 君  
 副議長 70番 勝部 賢 志 君  
 1番 菊地 葉 子 君  
 2番 阿知良 寛 美 君  
 3番 安住 太 伸 君  
 4番 池端 英 昭 君  
 5番 川澄 宗之介 君  
 6番 小岩 均 君  
 7番 浅野 貴 博 君  
 8番 内田 尊 之 君  
 9番 大越 農 子 君  
 10番 太田 憲 之 君  
 11番 加藤 貴 弘 君  
 12番 桐木 茂 雄 君  
 13番 久保秋 雄 太 君  
 14番 清水 拓 也 君  
 15番 千葉 英 也 君  
 16番 塚本 敏 一 君  
 17番 道見 泰 憲 君  
 18番 船橋 賢 二 君

19番 丸 岩 浩 二 君  
 20番 菅 原 和 忠 君  
 21番 中 川 浩 利 君  
 22番 畠 山 みのり 君  
 23番 藤 川 雅 司 君  
 24番 白 川 祥 二 君  
 25番 新 沼 透 君  
 26番 赤 根 広 介 君  
 27番 田 中 英 樹 君  
 28番 中野渡 志 穂 君  
 29番 佐 野 弘 美 君  
 30番 宮 川 潤 君  
 31番 荒 当 聖 吾 君  
 32番 安 藤 邦 夫 君  
 33番 山 崎 泉 君  
 34番 佐 藤 伸 弥 君  
 35番 沖 田 清 志 君  
 36番 笹 田 浩 君  
 37番 松 山 丈 史 君  
 38番 市 橋 修 治 君  
 39番 稲 村 久 男 君  
 40番 梅 尾 要 一 君  
 41番 笠 井 龍 司 君  
 42番 中 野 秀 敏 君  
 43番 野 原 薫 君  
 44番 花 崎 勝 君  
 45番 三 好 雅 君  
 46番 村 木 中 君  
 47番 吉 川 隆 雅 君  
 48番 吉 田 祐 樹 君  
 49番 佐々木 俊 雄 君

50番	田中芳憲君	86番	平出陽子君
51番	富原亮君	87番	吉田正人君
52番	八田盛茂君	88番	岩本剛人君
53番	松浦宗信君	89番	遠藤連君
54番	東国幹君	91番	加藤礼一君
55番	内海英徳君	92番	喜多龍一君
56番	大崎誠子君	93番	竹内英順君
57番	小畑保則君	94番	本間勲君
58番	角谷隆司君	95番	伊藤条一君
59番	千葉英守君	96番	川尻秀之君
60番	長尾信秀君	98番	神戸典臣君
61番	中司哲雄君	99番	高橋文明君
62番	藤沢澄雄君	100番	和田敬友君
63番	村田憲俊君	欠員（3人）	
64番	梶谷大志君	69番	
65番	北口雄幸君	90番	
66番	小林郁子君	97番	
67番	橋本豊行君	<hr/>	
68番	広田まゆみ君	出席説明員	
71番	中山智康君	知事	高橋はるみ君
72番	大河昭彦君	副知事	辻泰弘君
73番	志賀谷隆君	同	窪田毅君
74番	吉井透君	同	阿部啓二君
75番	真下紀子君	病院事業管理者	鈴木信寛君
76番	森成之君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	中野祐介君
77番	金岩武吉君	総務部職員監	山岡庸邦君
78番	池本柳次君	総務部危機管理監	橋本彰人君
79番	滝口信喜君	総合政策部長	小野塚修一君
80番	須田靖子君	総合政策部 交通企画監	黒田敏之君
81番	高橋亨君	環境生活部長	渡辺明彦君
82番	佐々木恵美子君	環境生活部 アイヌ政策監	長橋聡君
83番	三井あき子君		
84番	星野高志君		
85番	三津丈夫君		

保健福祉部長 佐藤 敏 君  
保健福祉部  
少子高齢化対策監 栗井 是 臣 君  
経 済 部 長 倉 本 博 史 君  
経済部観光振興監 本 間 研 一 君  
経済部食産業振興監 中 田 克 哉 君  
農 政 部 長 梶 田 敏 博 君  
農 政 部  
食の安全推進監 甲 谷 恵 君  
建 設 部 長 岡 田 恭 一 君  
道立病院部長 田 中 宏 之 君  
財 政 局 長 森 隆 司 君  
財 政 課 長 古 岡 昇 君  
秘 書 課 長 三 橋 剛 君

---

教育委員会教育長 佐藤 嘉 大 君  
教 育 部 長 坂 本 明 彦 君  
兼 教 育 職 員 監  
学 校 教 育 監 村 上 明 寛 君  
総 務 課 長 山 本 純 史 君

---

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 森 田 良 二 君  
議 事 課 長 木 村 敏 康 君  
議 事 課 主 幹 本 間 治 君  
議 事 課 主 査 中 澤 正 和 君  
議 事 課 主 任 小 倉 拓 也 君  
同 古 賀 勝 明 君

---

午後1時11分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

---

〔木村議事課長朗読〕

1. 監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

---

1. 本日の会議録署名議員は、

加 藤 礼 一 議員  
本 間 勲 議員  
伊 藤 条 一 議員

であります。

---

1. 日程第1、議案第2号ないし第30号

(質疑並びに一般質問)

○議長大谷亨君 日程第1、議案第2号ないし第30号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

大越農子さん。

○9番大越農子君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の大越農子でございます。

通告に従い、順次質問してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、不審船への対応について伺います。

ことし10月以降、日本海沿岸に、朝鮮半島からと見られる木造船が漂流、漂着する事案が急増しており、道内では、ことしに入り、既に60件を超えております。

日本海沿岸の住民や漁業者は、昨年11月に発生した松前小島の事案に重ね、また乗組員が上陸するのではないかと大きな不安を感じているであろうと思います。

また、漁業者の皆さんにとり、漁業事故につながる危険性があり、注意喚起を含めた対応が求められるところです。

さきに行われた第2回定例議会において、道からは、日本海側の市町村、振興局を対象に、漂流、漂着する木造船への初動対応訓練を行うとの答弁をいただき、先月28日に訓練が行われたと承知いたしております。

訓練の内容と評価について伺うとともに、今後、不審船への対応については、国や関係部局と連携して取り組みを強化していくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、木造船の処分についてですが、漂流、漂着した木造船の処分は、国の補助事業が活用できるものと承知しておりますが、実際の処分など、漂着した先の市町村にとって大きな負担になっていると聞いております。

また、今後も漂着船がふえ続けることになれば、道で処分事業をすることはできないか、あるいは国に要請することを検討していかなければならないものと考えます。

現時点でも、大量の漂流船が日本海にあるとのことであり、これが漂着した場合、各市町村では、その処分に向けて対処することになるため、財政的な負担も含め、速やかな市町村への支援が必要と考えますが、道の所見を伺います。

次に、台風21号被害への対応についてであります。

胆振東部地震の発生の前日、台風21号がもたらした暴風の影響により、本道では、施設被害を初め、農業や水産業などの産業活動にも大きな被害が生じております。

札幌市内でも、建物の敷地内の木々が多数倒れたほか、停電が発生し、交通機関が大幅に乱れるなど、市民生活にも甚大な影響を及ぼしました。

胆振東部地震からの一日も早い復旧、復興を目指すことはもちろんのことですが、台風21号被害からの復旧、復興にも全力で取り組まなくてはなりません。

まずは、台風21号が及ぼした被害の状況と、道は、台風被害に対し、これまで、どのような対応を行ったのか、伺います。

また、これまでの取り組みによって、どの程度の進捗があったのか、今後、どのように復旧、復興に向けて取り組んでいくのか、伺います。

特に、これから冬を迎えるに当たって、復旧場所が雪に埋もれてしまうことが想定されるため、一日も早く復旧がなされることが求められますが、道の所見を伺います。

次に、道立高校の被害状況等についてであります。

台風21号による道立高校施設の被害の状況や、主な被害の概要及び復旧に向けたこれまでの対応状況と、今後の予定について伺います。

また、札幌市内の道立高校の被害状況、復旧への対応についてもあわせてお示してください。

札幌市内の道立高校の復旧に当たっては、札幌市と連携して取り組む必要があると考えますが、このたびの台風によって、道立高校の周辺における、札幌市が管轄する道路等に被害はなかったのか、伺います。

次に、食品ロス対策についてであります。

道では、平成28年11月から、どさんこ愛食食べきり運動を展開し、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていると承知しておりますが、この問題は、SDGsにおいても削減目標が示され、国でも、それを受ける形で、ことし6月に策定した第4次循環型社会形成推進基本計画において、食品ロス対策に関する数値目標を初めて掲げるなど、食品ロスへの関心はますます高まってきております。

道では、食品ロスの削減に向けた取り組みを効果的に進めるため、道民に対する調査を実施していると承知しておりますが、本年度の調査結果はどのようなもので、道としてどのように認識しているのか、伺います。

これからは、忘年会や新年会など、外食の機会が多い時期であります。外食時における食品ロスは大きな問題であり、福井県や長野県などは、外食時の食品ロスの削減のため、飲食店、ホテルなどを初めとする食関連事業者などと協力して、さまざまな取り組みを推進しており、道でも、こうした先進自治体を見習い、取り組みを進めるべきであると考えます。

今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

食品ロスの削減を進めるためには、道の施策にしっかりと位置づけていく必要があると考えます。

道では、現在、第4次食育推進計画を策定中と承知しておりますが、食品ロスの削減は、環境に配慮した食育の推進という観点からも非常に重要であり、次期食育推進計画の中で、食品ロス削減の重要性を打ち出すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、観光振興について伺います。

胆振東部地震の発生以来、風評被害による観光関連産業の被害額は、日を迫うごとに積み重なっております。

観光産業が基幹産業である北海道経済にとり、一日も早い風評被害からの脱却が喫緊の課題であり、それに向けて、さまざまな取り組みが行われているものと承知しております。

11月20日に緊急経済対策官民連携協議会により取りまとめられた「復興に向けた取組」によれば、東京、大阪、名古屋など、全国の主要都市に積極的にプロモーションを行っており、台湾や香港にも呼びかけるなど、取り組みがなされています。

一方、道内観光客に向けた取り組みはほとんど見受けられず、道外・海外観光客へのプロモーションに比べると、非常に少ないと言わざるを得ません。

しかしながら、平成29年度の観光入り込み客数の、道内観光客、道外観光客、外国人観光客の内訳を見ますと、道内客は4725万人で、全体の84%を占めております。

今後、風評被害から一日も早く脱し、北海道をさらなる観光立国として飛躍させるためには、道外観光客、国外観光客はもちろんのこと、道内観光客に向けた取り組みにも力を注ぐべきであると考えますが、所見を伺います。

最近では、ふっこう割などの取り組みの効果があらわれ始め、徐々に北海道にも観光客が戻ってきているようですが、道外、国外からの観光客は道央圏に集中する傾向があり、今後は、もっと地方を観光していただくことが課題となっています。

その課題解決のためには、札幌など中枢都市の住民の皆さんに地方を観光していただけるよう、取り組みを進めることが効果的であると考えます。

道央圏から地方に人の流れを生み出すため、道は、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、取り組みの多くが国外や海外へのプロモーションに傾いてしまう理由としては、道内観光客の消費単価が、道外、海外からの観光客に比べて低いということが挙げられると思いますが、そうであるならば、なおさら、道内観光客に目を向け、道内観光客にどうしてもっとお金を落としてもらえるのか、知恵を絞るべきであると考えます。

いつもは日帰りで行っている隣まちの温泉地に1泊してもらうにはどうすればよいのか、いつもは点と点の往復であったものを、どうしたら点から面への観光に導けるのか、道内観光客に視線を向けられれば、結果的に、道外、国外の観光客もふえることになると思います。

道は、道内観光客の消費単価を底上げするため、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、道産食品の付加価値向上について伺います。

平成30年8月に、道の経済部食関連産業室で取りまとめられた資料によりますと、本道における製造品出荷額の内訳の中で、食料品が占める割合は、2兆1603億円の35.7%で、圧倒的な地位を占めています。

食関連産業の振興は、本道経済の振興に直結しており、今後ますます、道産食品の生産額、出荷額を伸ばしていくことはもちろんのこと、高付加価値化を進めていくことが重要であります。

しかしながら、道産食品の付加価値率は28.9%で、47都道府県のうち44位であり、道産食品の付加価値が低いということは長らく指摘されてきました。

よく言われることに、北海道産のタラコを使っているのに、なぜ明太子は福岡で生まれたのか、北海道産の昆布を使っているのに、なぜ一流のスープは関西で生まれたのか、北海道の海や大地から与えられた恵みをいただいているのに、付加価値部分の創出は他府県に奪われているのではないかという指摘があります。

道は、道産食品の付加価値の現状や課題についてどのように捉えているのか、伺います。

食の付加価値を高めるための取り組みの一つとして、北海道独自の食品機能性表示制度である

ヘルシーD oを始めたものと承知しておりますが、創設から5年たっても、いまだ認定数は106という状況であります。

その間、国では、食品の効能を表示する制度として機能性表示制度を始めるなど、機能性食品をめぐる環境は変わってきていると考えられます。

その中で、ヘルシーD oは方向性を見定められていないように感じられます。

そもそも、この制度はなぜ始められたのか、制度創設の考え方を改めて尋ねるとともに、どうすれば、もっと認定商品をふやし、食品市場において存在感を示すことができるのか、見解を伺います。

一方、平成30年度の道の政策評価を見てみますと、食関連産業室での、食品工業の付加価値額はAランクであり、自画自賛の様相を呈する不思議な評価結果となっております。

北海道の場合は、生産額が他府県に比べて巨額であるため、付加価値率で換算すると、どうしても下位に位置することになるため、より正確な評価基準として付加価値額を採用したということは、一定の合理性は認めますが、やはり、これは都合のよい部分だけを見ていると言わざるを得ません。

ちなみに、付加価値額がトップの静岡県、2位の兵庫県は、付加価値率についても高目に推移しています。道としては、両県に倣い、付加価値額、付加価値率ともに向上を目指していくことが必要です。

兵庫県、静岡県と比べて、北海道の付加価値額・率ともに低いのは何が原因なのか、解決するためには何が必要なのかを示していただきたく求めます。

北海道が、今後、食の王国としての地位を確立していくためには、正しく分析、評価した結果をもとに、今後の取り組みをどうしていくことが必要なのかを明らかにするとともに、付加価値向上のための明確な目標値を掲げることが重要であると考えます。

付加価値額・率ともに上を目指していくのだ、それでこそ食の王国・北海道なのだ、知事の言葉で力強く宣言するべきと考えます。

今後の取り組みと目標について、知事に伺います。

次に、不妊治療支援の取り組みについて伺います。

子どもを持ちたいと考える御夫婦の中には、子どもができずに悩んでいらっしゃる方も多く、近年の晩婚化等を背景に、不妊治療を受ける方が増加しています。

不妊治療は、経済的、精神的に負担が大きく、こうした負担を軽減するために、道では、医療費の助成などに努めてきていると考えますが、本道におけるこれまでの特定不妊治療の助成状況はどうなっているのか、伺います。

こうした不妊治療は、治療の内容や支援の仕組みが複雑で、プライバシーにもかかわることから、それをわかりやすく周知するとともに、情報にアクセスしやすい環境づくりをする必要があると考えます。

一方、民間企業の中には、妊娠、出産、不妊など、女性の体にかかわる情報について、スマホ



のアプリやSNSサービスなどでわかりやすく提供しているところもあり、支援の取り組みは、行政にとどまらず、民間企業にも及んでいます。

こうした民間企業と連携するなどして、不妊にお悩みの方が1人でも多く治療につながっていく環境づくりを進める必要があると考えます。

道は、今後、不妊治療支援の取り組みにどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、ICT教育について伺います。

平成29年3月に告示された新学習指導要領では、2020年度から、小学校においてプログラミング教育が導入されると承知しております。

道内の小学校で新たに実施されることとなるプログラミング教育に関して、どのような学習が行われることになるのか、お伺いします。

文部科学省がことし2月に実施した調査では、北海道内で回答のあった市町村のうち、82%の市町村が、小学校のプログラミング教育に関する取り組みは特に実施していないとの回答結果でありました。

その後、3月には、文科省により、小学校プログラミング教育の手引が発行されるなど、各学校では準備に着手されてきたと承知いたしております。

現在、小学校のプログラミング教育の導入に向けた各市町村教委及び小学校での取り組み状況や、ICT機器の整備状況はどのようになっているのか、伺います。

全国には、ロボットやセンサーなど、高度な教材を使用した先進的なプログラミング教育を、民間企業などと連携しながら実施している学校もあると承知しております。

ICT分野は、広域分散型で人口減少問題を抱えている北海道にとり、課題解決に大きく貢献できる可能性を秘めており、道としては、その分野に強い人材育成にしっかりと力を注ぐためにも、プログラミング教育に他府県に先んじて取り組んでいく必要があると考えます。

道教委は、今後のプログラミング教育にどのように取り組んでいくのか、見解をお伺いいたします。

次に、産業教育の充実について伺います。

世界じゅうから観光客を呼び、交流人口を拡大させることによって地域経済の活性化を目指す本道にとり、こうした観光客をおもてなしできる接客力などのスキルを身につけた人材を育成することが必要であることについて、道教委からは、観光を含む地域産業と関連した教育課程のあり方などについて検討を行うとの答弁をいただきました。

北海道は、日本でもトップレベルの観光王国であり、人材の育成についても先進的な取り組みが強く求められることを、前回、私から指摘したところではありますが、本道の観光産業を担う人材の育成など、産業教育の充実に向けてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

今後、海外からの観光客の増加を見据え、本道のグローバル化を推進するときに最も必要となるのが、相手と意思の疎通を図ることができる英語力と、北海道のすばらしさをアピールできるプレゼン能力を身につけた人材であります。

道教委では、専門高校において、こうした実践的な英語力、プレゼンテーション能力を身につけさせるなど、グローバル化の進展に対応した産業教育の充実に向けてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

我が国では、人生100年時代やグローバル化、人口減少など、社会構造が急速に変化し、その変化は、教育を取り巻く環境にも大きく影響を与えており、産業教育も含めた学校教育の充実はもとより、社会教育を通じた人づくりや、つながりづくりが大切であると考えます。

社会教育が担う人づくりや、つながりづくりは、それ自体が一人一人にとって大きな意義を有するものであるとともに、人口減少時代の地域が直面するさまざまな困難の中で、住民が、主体的に課題を発見し、解決していく持続可能な地域づくりにつながっていく意義を持つものであります。

しかし、これまでは、個人の求めに応じて学習機会の提供を行う生涯学習の推進が中心となり、社会の要請による地域課題の解決につながる社会教育の振興が進んでいないのではないかと、地域コミュニティの基盤が不十分ではないかと感じています。

10月に、文部科学省の組織再編において、社会教育の名を冠する課がなくなりましたが、道教委においても、行政組織の中で、社会教育課が平成14年から生涯学習振興課と統合されて以降、生涯学習の振興と社会教育行政の担当領域が曖昧となり、個人の学びに重点が置かれ、地域住民が諸課題に力を合わせて取り組むといった、現代社会において重要なことに十分に力を発揮していないのではないかと考えます。

道教委では、グローバル化の進展や人口減少への対応のかなめとなる社会教育についてどのように考えているのか、また、今後、効果的に社会教育行政を推進していくために、どのように取り組んでいくのか、道教委の考えを伺います。

最後に、地域交通ネットワークについてであります。

知事は、先週の我が会派の同僚議員の、JR北海道の路線見直しに関する代表格質問に対し、同社の極めて厳しい経営状況や、来年度予算の編成などの時期が迫っていることなどを踏まえ、道が、維持困難線区における利用促進に資する支援を行う必要があるとし、国と協議する考えを示しました。

一方、報道によれば、JR北海道、国、沿線自治体の3者の負担額がまとまらないことから、国は、従来、道や地域が求めていた地方財政措置を見送る方針を固め、年内の制度設計を見送り、今後、公的支援の枠組みをともに検討することで合意したと報じられています。

JR北海道が単独では維持困難な線区に関し、道の交通政策総合指針では、国が中心的な役割を担い、地域は、利用促進など、可能な限りの協力、支援を行うとしており、こうした考え方を踏まえ、道は国にどのような提案を行い、国から具体的にどのような説明を受け、どのような合意を行ったのか、伺います。

また、道が実施を表明した支援策は、国が、維持困難線区、いわゆる黄色線区の維持に向けて、地方と同水準の支援を行うとしていた支援とどのような関係になるのか、道は国に、道と同

水準の支援を求める考えなのか、あわせて伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）大越議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、不審船への対応についてであります。昨年の松前小島の事案を踏まえ、道では、国に対し、毅然とした外交交渉の推進などについて要請を行ってまいったほか、市町村を初め、関係機関が迅速に情報を共有できるよう、4月には、渡島、檜山地域を対象に、初動対応訓練を実施いたしましたところであります。

こうした中、昨年の10倍を超える木造船が本道に漂着し、漁業者などへの影響も懸念されたことから、先月下旬には、改めて国に対して要請を行うとともに、日本海側の全振興局を対象を広げて訓練を実施し、連絡体制や役割分担について確認をいたしましたところであります。

不審船に対しましては、迅速な初動対応が重要であるとの認識のもと、今後とも、繰り返し訓練を実施するとともに、庁内の関係部局はもとより、海上保安本部など関係機関と連絡会議を設置、開催するなどし、さらなる連携強化を図り、漁業者の方々を初め、道民の皆様方の安全、安心の確保に万全を期してまいる考えであります。

次に、台風21号被害への対応についてであります。ことしの9月4日から5日にかけて、台風21号に伴う暴風雨に伴い、転倒などによる負傷や住居の一部損壊などの人的・物的被害のほか、農業被害などが生じたところであります。

道では、台風接近の前日の9月3日に担当者会議を開催し、气象台や開発局、自衛隊などの防災関係機関と情報共有を図り、警戒体制をしいたほか、各地域においても、地元の市町村や防災関係機関と連携し、危機管理会議を開催するとともに、必要な対策について確認するなどし、災害に備えたところであります。

また、翌4日には災害対策連絡本部を設置し、防災関連機関との連携協力をさらに密にするとともに、被害の迅速な把握や応急対策に努め、人命を最優先とする災害対応に取り組んだところであります。

次に、食品ロス対策に関し、今後の取り組みについてであります。道では、食品ロスの削減に向けた意識や行動が幅広く道民の皆様方に浸透するよう、スーパーや飲食店等の食関連事業者を初め、消費者協会、教育機関、市町村などと連携し、各地で、セミナーや料理教室等の開催を通じた普及啓発に取り組むとともに、関係団体による自主的な取り組みを支援してきたところであります。

食品ロスの削減は、食料を大切にする気持ちを育てる食育の推進や、SDGsの達成の観点からも重要と考えるものであり、現在策定を進めている第4次北海道食育推進計画において、どさんこ愛食食べきり運動の推進を重点施策として新たに位置づけることとしているところであり、庁内の関係部局の一層の連携を図りながら、全道的な取り組みへと展開してまいります。

次に、観光消費の拡大についてであります。道内客を初めとする観光客の消費を拡大し、地

域経済の活性化につなげていくためには、体験型観光の推進や、広域周遊、長期滞在につながる観光地づくりを進めていくことが重要であります。

このため、道では、ジュエリーアイスやワインツーリズムなど、地域ならではの観光資源の発掘、磨き上げ、サイクリング、ロングトレイルといった体験型のメニューづくりなどの支援を通じ、魅力的な観光地づくりに努めてきているところであります。

今後につきましては、引き続き、こうした取り組みを展開するとともに、観光客の拡大を地域のビジネスチャンスと捉え、観光で稼ぐという意識を幅広く浸透させることにより、地域の多様な関係者が参画した、観光客の方々にとって満足度の高い観光地づくりを推進し、本道観光の一層の振興や地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ヘルシーD○についてであります。健康を意識した食品への国民ニーズの高まりや、道内のバイオ関連研究の活発化などを踏まえ、食の高付加価値化を道内の中小企業等へ広げることを目的に、国と協議の上、道独自の制度として、平成25年にヘルシーD○を創設いたしましたところであります。

現在、57社、106商品を認定しており、直近では、ガゴメコンブ由来の機能性素材商品を認定したほか、農業高校から、ビート由来素材を活用した商品の申請があるなど、地域への取り組みの広がりも見られるところであります。

道といたしましては、関係機関等との連携をより強化し、消費者等への制度の周知はもとより、機能性素材の開発支援や情報提供のほか、素材を活用した商品開発への支援や展示会への出展など、ヘルシーD○商品の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の取り組みなどについてであります。道産食品の付加価値向上を図るためには、豊富な農水産資源といった本道の強みを最大限に生かしつつ、付加価値の高い商品づくりや商品の磨き上げ、高付加価値商品を受け入れるマーケットを拡大していくことが重要であります。

このため、道では、ヘルシーD○や北のハイグレード食品など、付加価値の高い商品群の充実、国内外のどさんこプラザを活用した、首都圏やASEAN地域などの成長市場に向けた販路拡大に取り組むと考えております。

また、食クラスター活動のさらなる展開を初め、食の専門家などによる相談会の実施や、マーケティング力、商品開発力を備えた食のキーパーソンの育成、一層の鮮度保持技術の向上など、北海道ブランドの浸透と販路拡大を図る幅広い取り組みを行い、食の王国・北海道として、力強い本道経済をリードしてまいりたいと考えております。

次に、特定不妊治療制度の周知についてであります。道では、これまで、不妊治療を受けている方々の治療費に対する助成のほか、相談支援などに取り組んできているところであり、今後は、妊娠を望む方々に、こうした制度や支援をより広く伝えていく必要があると考えているところであります。

こうした中、民間企業においては、スマホのアプリにより、体調の変化や受診記録など、特定不妊治療をサポートするサービスを提供する企業もあるところであり、利用者は広がりを見せて

いるものと承知いたします。

道といたしましては、今後、こうした企業と事業連携を図るなどして、アプリの中に、道が実施する不妊治療助成や、妊娠、出産に関する基礎知識を提供するメニューを創設し、幅広い世代に一層効果的な周知を図りながら、子どもを産み育てる環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、J R北海道の事業範囲見直しの問題についてであります。関係者会議などにおいて示された国の支援の考え方については、国と地域の役割分担や地域負担の額、地方財政措置のあり方などについて、道議会や地域の皆様方からさまざまな御指摘をいただいているところであり、地域としての支援に関し、道民の皆様方の御理解をいただく上で、さらに議論を深めていく必要があると考えているところであります。

一方で、道といたしましては、J R北海道の経営が極めて厳しい状況に置かれていることなどを踏まえ、法改正までの2年間については、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うことが必要と考えるものであり、昨日、東京で国交省鉄道局長にお会いし、私のほうから、こうした道の考え方をお伝えし、これを踏まえた、来年度のJ R北海道に対する国と地方の支援について、次の関係者会議で説明するよう、申し入れを行ったところであります。

鉄道局長からは、道からの提案に沿うよう努めてまいりたいとの意向が示されたところであり、道といたしましては、今後、できるだけ早期に関係者会議を開催して、市長会、町村会とともに、国とさらに協議したいと考えるものであり、関係機関との調整を急いでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）不審船への対応に関し、木造船の処分に係る対応についてであります。漂着した船への対応は、本来、持ち主により行われるべきであります。持ち主が不明で、生活環境の保全上、必要な場合には、市町村が処分等を行うこととなり、この場合の費用につきましては、国の海岸漂着物等地域対策推進事業の活用が可能で、特に、朝鮮半島からの木造船につきましては、市町村における財政的な負担は生じない仕組みとなっているところであります。

現在、道では、市町村からの求めに応じまして、補助事務の手続を進めているところであり、今後とも、木造船の漂着に係る情報共有や、木造船の処分に係る技術的助言を市町村に行うなど、海上保安本部、市町村と緊密に連携して、漂流木造船の迅速かつ円滑な処分等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）台風被害の復旧状況についてであります。台風21号に伴う暴風などにより、農作物や営農施設のほか、海岸保全施設などを中心に、大きな被害が生じたところであります。

このうち、農作物の倒伏やビニールハウスの損壊といった農業関係被害については、農業改良普及センターによる営農技術指導に加え、来年度の営農再開に支障を来すことがないように、国の支援対策を最大限活用しながら、復旧に取り組んでいるところであります。

また、海岸保全施設については、今月、災害査定を受け、漁業関係者などと調整が調い次第、早急に復旧工事に着手する予定であり、こうした対応を進めながら、速やかな復旧に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部食の安全推進監甲谷恵さん。

○農政部食の安全推進監甲谷恵君（登壇）食品ロス対策に関し、その調査についてでございますが、道は、これまで、食品関連事業者や家庭から出る食品ロスを削減するため、どさんこ愛食食べきり運動を推進してきましたが、取り組みを効果的に進めるためには、道民の意識や行動を把握していくことが重要と考えております。

このため、道では、平成29年度から、幅広い年齢層の方々を対象に、食品ロスへの意識や行動に関する調査を実施しておりますが、本年度調査の中間取りまとめ結果によりますと、昨年度に比べ、食品ロスに対する認知度が78%から82%にふえたほか、家庭での食品ロス削減の取り組みは65%から67%に、外食時の取り組みは59%から61%に増加しており、道民の皆様は、食品ロスに対する問題意識が徐々に浸透してきているものと認識しているところでございます。

次に、外食時における食品ロスの削減についてでございますが、外食時や宴会時には、参加者の食品ロス削減に向けた理解や意識の共有が必要でありますことから、これまでも、食べきりタイムの設定や、幹事の方による声かけなどを盛り込んだ「宴会5箇条」の普及に努めているところであり、本年も、外食の機会が多い時期を迎え、このたび、12月1日から1月31日までの2カ月間の食べきりキャンペーンを開始したところでございます。

道といたしましては、広く道民の皆様は、どさんこ愛食食べきり運動が一層浸透するよう、飲食店、ホテル業界、コンビニエンスストアなど、食関連事業者や市町村などと連携し、店内などでのポスターの掲示や広報誌への掲載、新たに作成いたしました名刺サイズの啓発カードの活用などに御協力をいただくほか、SNS等による発信に努めるなど、先進地域の事例も参考としながら、今後とも取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監本間研一君。

○経済部観光振興監本間研一君（登壇）初めに、観光振興に関しまして、道民の域内観光の促進についてであります。胆振東部地震等からの一日も早い観光復興を図るためには、観光需要の大きな割合を占める道民の皆様は、道内旅行を促進することが大変重要と考えており、震災後、直

ちに、道民向けの知事メッセージを発出し、旅行やレジャーに安心して出かけていただくよう呼びかけを行ったところでございます。

また、現在、宿泊割引制度であるふっこう割を活用し、多くの道民の皆様にも道内での観光を楽しんでいただいております、こうした取り組みを通じまして、各地域の観光需要を喚起していくとともに、全道各地におけるイベント情報の発信を初め、SNSや道民向け旅行雑誌等を活用し、地域のさまざまな魅力ある観光資源を紹介するメディアプロモーションを積極的に展開するなど、域内観光の一層の推進に取り組んでまいります。

次に、地域偏在の解消に向けた取り組みについてでございますが、本道観光の課題である地域偏在の解消に向けましては、人口の半数以上を占める道央地域から全道の各地域への観光を促していくことが重要であると認識しております。

このため、現在実施しているふっこう割では、多泊型の周遊旅行に対して高い割引率を設定するとともに、今後販売する旅行商品につきましては、道央地域での宿泊を1泊にとどめるなど、都市から地方への人の流れを促進する工夫も取り入れたところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みに加え、北海道の雄大な景観の中で移動そのものを楽しむドライブ観光やサイクルツーリズムなどのさらなる振興を図るとともに、市町村等と連携し、札幌を初め、都市部における大規模商業施設でのPRや、旅行会社への企画提案等を通じ、地方の魅力を積極的に売り込んでいくなど、観光を通じた地域間交流の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監中田克哉君。

○経済部食産業振興監中田克哉君（登壇）道産食品の付加価値向上に関しまして、初めに、付加価値の現状などについてであります。国の工業統計調査によりますと、平成28年の、本道の食品工業における製造品出荷額は約2兆4000億円と、都道府県の中で1位となっており、付加価値額は、前年から約320億円増加し、約7000億円で、静岡県、兵庫県に次いで3位となっているところで。

また、付加価値率は28.9%で、前年から2ポイント増加しているものの、都道府県別の順位で44位と、全国平均の33.4%と比べても、なお4.5ポイント下回っております。

道といたしましては、こうした状況を踏まえ、一層の付加価値の向上を図ることが重要でありますことから、関係者と連携し、食の北海道ブランドを高めるための商品開発や販路拡大などに取り組んでいるところで。

次に、他県の状況などについてであります。都道府県別で、付加価値額が1位、付加価値率が9位である静岡県は、清涼飲料製造業や製茶業など、また、付加価値額が2位、付加価値率が21位の兵庫県は、総菜製造業、清涼飲料製造業、清酒製造業など、両県とも付加価値率が高い業種の製造品出荷額が大きく、その結果、全体の付加価値率も高くなっているところで。

一方、本道は、豊富な農水産物を活用した1次加工品のウエートが高いことから、付加価値率

が低いと考えているところであり、付加価値額、付加価値率ともに一層の向上が重要と認識しております。

このため、本道における食産業の付加価値向上を図るためには、これまでの取り組みに加え、菓子や酒類といった、より付加価値の高い商品の開発、販路拡大への一層の取り組みが必要と考えているところです。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君（登壇）不妊治療支援の取り組みに関しまして、特定不妊治療に対する助成状況などについてでございますが、妊娠を希望しながら子どもに恵まれない方々を支援するため、道におきましては、平成16年度から、国庫補助制度を活用しながら、特定不妊治療に対する助成を開始し、28年度には、助成する回数を道独自に拡大するなど、経済的負担の軽減を図るほか、旭川医大や道立保健所に設置しております相談機関において、専門の医師などによる相談対応を行い、精神的負担の軽減にも取り組んできているところでございます。

こうした中、昨年度は1115人の方々が助成を受けられ、相談機関には、不妊治療の方法や治療に要する費用に関して299件の相談が寄せられており、こうした取り組みを通じて、不妊症の方々への支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）大越議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、台風被害に関し、道立高校の被害状況等についてであります。本年9月の台風では、札幌市内の16校を含む全道で59校の道立高校において、倒木のほか、校舎の屋根、壁板等の破損に加え、フェンス等の工作物やプール上屋シートなどに被害があったところであります。

道教委では、これらの被害に対し、直ちに、危険箇所の注意表示や簡易的な修繕などの応急措置のほか、札幌市などの自治体や関係機関と連携し、通行の妨げとなっている倒木の処理などを行い、また、破損した屋根や壁板等については、年度内に補修を完了することとしております。

なお、被害規模が大きい札幌東高校、札幌丘珠高校の2校のフェンスを含む全道で5校の工作物の修繕につきましては、工期が長期間になるため、ロープ等により立入禁止とするなど、生徒などへの安全対策を万全に行った上、次年度に工事を行ってまいります。

次に、ICT教育に関し、まず、小学校でのプログラミング教育についてであります。小学校では、新学習指導要領が全面実施となる2020年4月から、子どもたちの論理的思考力を育むことなどを旨とし、プログラミングを体験する学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的に行うこととしており、例えば、新学習指導要領では、5年生の算数で、正多角形を作図する学習や、6年生の理科で、電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習などの指導例が示されております。

また、こうした指導例以外にも、文部科学省が作成した手引の中で、各学年における社会や音



楽などの教科等の指導例が具体的に示されておりまして、子どもたちが、プログラミングの楽しさやおもしろさ、達成感などを味わうことができるよう、各学校において、さまざまな場面で創意工夫して取り組むこととされております。

次に、市町村教育委員会の取り組みなどについてであります。本年2月の文部科学省の調査は、道内の50市町村を抽出して実施したものでありますことから、道教委では、本年9月に、市町村教育委員会と公立小学校を対象に、改めて、プログラミング教育の取り組み状況の調査を行ったところであります。

その結果、プログラミング教育で使用するパソコンやタブレットなどを整備済み、または、今年度中に整備予定の学校は全体の96%となっている一方で、校内研修を実施または今年度中に実施予定としている学校は69%にとどまっており、こうした取り組みがおくれている市町村教育委員会や学校に対して、道教委として、プログラミング教育の円滑な実施に向けて、速やかに準備を行うよう指導を徹底するとともに、校内研修用の資料を作成し、活用を促すなど、必要な支援を行う考えであります。

次に、今後の取り組みについてであります。道教委としては、小学校におけるプログラミング教育については、道内の全ての小学校が、新学習指導要領の教科等に示されている内容を確実に指導できるようにすることが何より重要であり、これまで、教員が、プログラミング体験を通して、授業の方法について理解を深めることができるよう、道立教育研究所において、研修講座等を開催してきたところであります。

今後、プログラミング教育に関する教員の指導力の向上や学習活動の充実を図るためには、企業、大学等が有している先進的な知見や経験を積極的に活用する必要があると考えており、道教委としては、企業等に対して、講師の派遣、教材の提供などを働きかけ、その協力を得て、来年度からの教員研修の充実に努めるとともに、指導の参考となる資料を作成するなどして、各学校において、新学習指導要領に基づくプログラミング教育が着実に進められるよう取り組んでまいります。

次に、産業教育に関し、まず、観光産業を担う人材の育成についてであります。道教委においては、今年度から、高校生が地域課題を探究するキャリア教育に取り組んでおり、滞在型観光への転換を目指した市場調査や、地域の特産品を活用した商品開発など、自治体と連携して観光振興に結びつけようとする学校もあるところでございます。

また、本年3月に告示された高等学校学習指導要領において、観光ビジネスが新たに科目として設けられ、これからの観光産業に求められるマーケティングや、観光資源を地域の活性化に生かす方策などを学習することとしており、道教委としても、昨年第4回定例会での御議論を踏まえ、この科目の導入について指導助言しているところであり、商業科を設置している道立高校の多くで、導入に向けた検討を進めているところであります。

今後、道教委としては、観光をテーマとして地域課題の探究に取り組んでいる学校の事例を取りまとめ、普及を図るとともに、高校が、地域のニーズを把握し、観光ビジネスに必要な資質、

能力の育成を図る取り組みを進めるよう支援し、将来の北海道の観光産業を支え、地域の振興を担う人材の育成に努めてまいります。

次に、グローバル化の進展への対応についてであります。道教委では、専門分野の研究内容をオールイングリッシュで発表する取り組みや、生徒が外国人観光客にインタビューをしたり、考案した商品のコマーシャルを英語で作成したりする体験活動を通して、英語によるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の育成に努めているところであります。

また、本年2月、北海道産業教育審議会から、専門高校において、英語を用いて自分の考えを伝える学習活動や、日常会話から、専門的な知識、技術の説明までを英語でできるよう指導を行うことなどについて提言があったところであり、今後は、こうした提言も踏まえ、専門高校における実践的な英語力の向上に向けた教育課程の工夫や授業改善を進めるほか、各種事業を一層充実させるなどして、地域の文化や歴史、産業など、郷土の魅力についても英語で語り伝えることができ、本道のグローバル化の進展に寄与する人材の育成に努めてまいります。

最後に、社会教育分野の充実に向けた取り組みについてであります。人々が安心して暮らし、地域が持続的に発展していくためには、地域コミュニティの活性化が不可欠と考えており、そのために、住民の方々の人間関係づくりを担う社会教育への期待は大きいと認識しております。

道教委では、これまで、道民カレッジの創設などを通じて、市町村における人づくりや人間関係づくりに向けた支援の充実などに努めてきたところであります。グローバル化の進展や人口減少が急速に進む中、学びで得た知識、技能が、地域が抱える課題の解決につながる取り組みのさらなる充実が重要であると考えております。

今後は、地域みずからが、それぞれの課題を明確にし、解決に向けた取り組みを検討する地域力向上モデル事業や、「ほっかいどう学」地方創生塾を通じて、市町村の取り組みを支援するなど、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりなど、地域コミュニティの基盤強化に向け、知事部局や市町村等とも連携しつつ、体制整備を含め、社会教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 大越農子さん。

○9番大越農子君（登壇・拍手）ただいま、知事及び教育長からそれぞれ御答弁をいただきましたが、2点指摘をさせていただきます。

初めに、道産食品の付加価値向上についてであります。

知事からは、食の王国・北海道として本道経済を力強くリードするという御答弁をいただきました。力強い前向きな言葉での御答弁を評価いたしますが、理念的、定性的に過ぎ、目標としては具体性に欠けると思います。

ここは、付加価値額を現在の7000億円から1兆円を目指すとか、付加価値率を現在の28.9%からせめて全国中位の35%を目指すとか、明確な数値目標を掲げるべきであろうと思います。

ちなみに、2014年8月には、経済産業省が、2025年までに、新しく起業するベンチャーの付加価値額を全体の15%になるよう目指すという目標を発表しました。国という最も大きな行政単位が、ベンチャーといった栄枯盛衰の激しい分野の付加価値額について明確な目標を掲げているのです。北海道が最も得意としている基幹産業である食の分野において、それができないことはないと考えます。

確かに、数値目標や他府県とのランキング争いにこだわるのは、本質を見誤る危険性があることも承知しております。

清酒業、缶詰工場が多くある兵庫県や、お茶の生産地であり、清涼飲料水という高付加価値商品の製造拠点である静岡県とは事情が違うことも理解しております。

しかしながら、阪神、播磨の2大工業地帯に位置する兵庫県の基幹産業は、鉄鋼や造船、機械であり、ホンダ自動車やスズキ自動車の発祥の地である静岡県の基幹産業は、圧倒的に自動車、二輪車です。その2県が、食と観光が基幹産業である北海道よりも食の付加価値を創出できているのです。食の王国を誇る北海道としては、もっと高いポテンシャルを持っていると考えます。

さらに、食関連産業にかかわる従業員数で見ますと、北海道が8万人と圧倒的にトップであり、静岡県の5万7000人、兵庫県の6万1000人よりも、はるかに従業員数が多いのです。付加価値額で上位にいたとしても、人数で割れば、それだけ少なくなり、それは食関連産業にかかわる人々の給料にはね返っていると見る必要があります。

北海道全体としては、出荷額、付加価値額が巨額に積み上がっているとしても、その産業にかかわる人々が豊かな暮らしができてきているのか、一人一人の視点で見ていくことが重要です。食関連産業にかかわる人々が、きのうよりきょう、きょうよりあすを豊かなものにしていくためにも、食の付加価値のさらなる向上が必要なのであります。

これまで、外国人観光客500万人を目指す、あるいは道産食品の輸出額1500億円を目指すなど、知事が明確な目標値を掲げることによって、実際に取り組みが促進されてきました。北海道の基幹産業は食と観光でありますから、道産食品の付加価値向上についても、知事が目標値を掲げるに足る重要項目であると考えます。

ヘルシーD<sup>o</sup>や農水産物の6次産業化、ハラル対応、HACCPの導入促進、食クラスター活動の推進など、食の付加価値向上を図るためのさまざまな取り組みがこれまでなされてきており、関係者の御努力には心より敬意を申し上げますが、その御努力に報いるためにも、さらなる推進エンジンとして、知事による目標値を明確に掲げていただきたいと指摘いたします。

最後に、交通政策についてであります。

ただいまの知事からの答弁では、きのうの鉄道局長との会談で、法改正までの2年間について緊急的かつ臨時的な支援を行うとの道の考えを伝え、局長からは、道の提案に沿うように努めたいとの意向が示されたとのことです。これまで膠着していたJR北海道の路線見直し問題が一步前進したものと受けとめます。

我が会派としては、今後、予算特別委員会などでさらに議論を深めてまいりたいと考えておりますので、申し上げます。

以上、指摘した事項を含め、引き続き我が会派としてただしてまいることをここに申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 大越農子さんの質問は終了いたしました。

小岩均君。

○6番小岩均君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合の小岩でございます。

ちょっと聞きづらい声でありますけれども、お許しをいただき、質問通告に従って、知事並びに教育長に御質問申し上げます。

1番目は、日本ハムファイターズのボールパーク構想についてでございます。

プロ野球の日本ハムファイターズの新たなホームグラウンドを含むボールパーク構想の地が、ことし3月の内定を経て、10月31日、北広島市と正式決定をいたしました。私も、地元の市民の一人として大変喜んでおります。

そして、その直後、11月5日には、北海道日本ハムファイターズ、北海道ボールパークの両株式会社、北広島市、北海道の4者によりまず協定が交わされ、いよいよ、2023年3月の開業へ向けて本格的に動き出しました。

知事は、この正式決定を受けて、直後の会見で、大変喜ばしく、北広島市や関係機関などと連携しながらボールパーク構想を応援するというコメントを発表いたしました。

これらのことを含めてお伺いいたします。

まず最初に、新球場を北広島市のきたひろしま総合運動公園予定地に建設することが決定したことについての見解をお伺いします。

あわせて、新球場が天然芝であり、開閉式屋根を取り入れた、国内で初めての斬新なデザインであるということが、マスコミを通じて発表されました。公表されたボールパーク構想の全体像に対する所見、期待感をお伺いします。

次ですが、先ほど申し上げました4者で締結された協定では、相互に連携と協力をしながら共同事業に取り組むこととされており、その内容には、基盤整備と地域活性化の二つの項目が盛り込まれております。この協定の目的及び道として担う役割とはどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

次に、2023年の開業に向けた最大の課題としては、当初から、道路やJRなど交通アクセスの問題が挙げられております。

これらの整備、調整を、開業までの5年という短い期間でなし遂げなければならないわけでありましてけれども、観客の移動・輸送方法の見込み、及び、必要な道路の新設あるいは既存道路の整備をどのように進めていかれるのか、お伺いをします。

次に、教育長にお伺いをいたします。

ボールパーク用地の隣接地に、道立の特別支援学校と高校の二つの道立学校がございます。こ

これは6月の一般質問でもお聞きしましたがけれども、改めて、ボールパーク構想の予想図が公表されたことで、地域住民はもとより、児童生徒の通学時の交通安全対策や学習環境の維持など、さまざまな観点から影響を考えていかなければならないと思います。

北広島市としても、正式決定に先行して、学校側の意見や意向の把握を行っているとは承知しておりますけれども、両学校の設置者である道教委としてどのように考えているのか、教育長の御見解をお伺いいたします。

次に、外国人労働者の受け入れについてでございます。

入管法改正や外国人労働者の問題については、先週の金曜日の各派の代表格質問でも取り上げられ、私どもの会派の同僚議員からも幾つかお聞きをしました。

知事の見解と道の対応が一定程度明らかになりましたけれども、私からも、外国人労働者の現状と今後の展望について、観点を改めて質問させていただきます。

けさの道内の新聞でも、木古内町で11人の中国人の方が入管法違反で逮捕されたという記事が出ておりました。

国内の労働力不足を補うことを目的に、入国管理法改正案が国会で審議をされております。この改正によって、特定技能という新たな在留資格をつくり、一定の専門性、技能を有する外国人材の受け入れが可能となります。

一方、国会審議で明らかになっておりますように、技能や日本語などの習得を大義名分としながら、実際は、人手不足を補う人材、労働力として受け入れてきた技能実習制度の弊害が解消されないまま、そこに、新たな法律、制度がかぶさって、4月にも始まろうとしております。

そこで、4点について認識をお伺いいたします。

まず初めに、これは統計表をもとにつくった質問であります。道内の銀行が先ごろ発表した、道内企業の雇用状況を示す雇用人員判断指数——D I というものがございます。それによりますと、道内での人手不足は、2000年以降で、ことしが最悪水準との調査結果でありまして、いわゆる働き手がいないということです。

また、北海道労働局により先週発表された10月の有効求人倍率は1.21倍で、実に105カ月、ほぼ9年連続で前月を上回る状況が続いており、完全失業率も2.8%と低い割合であります。

人手不足の解消を外国人で補うことに関して、先週の質問で明らかになりましたが、道が行った調査では、企業側には外国人を雇うことに抵抗感があるということでもありますけれども、道内の人手不足という雇用情勢と、その対策を目的とした外国人労働者の受け入れ拡大に、道はどのように取り組んでいくのか、まずお伺いをします。

次に、昨年11月、新たな外国人技能実習法が施行されたことを受けて、直後の第4回定例会で、私から知事の見解をお聞きしました。

知事からは、新たな法律に基づき、制度の適正運用が図られるよう関係機関と連携をしていく、その上で、労働局が主催する地域協議会の場を活用して、実習生の状況把握に努めるとの答弁がありました。

では、1年を経過した現在、道内に居住するおよそ8500人の実習生の課題や待遇は、新法によりどのように変わったのでしょうか。最低賃金、残業代金さえ危うい法令違反の件数や内容が改善されたと言えるのでしょうか。その事例と根拠、また、課題でありました、昨年強く指摘をした道内での技能実習生の失踪者数の把握はできているのか、お伺いをいたします。

そして、三つ目ですが、入管法改正により、在留資格の特定技能という呼び方で、1号、2号という名称が新たにできました。あたかも物を扱うような、1号、2号という言い方に、私は相当抵抗感があります。それはさておいたとしても、1号、2号の違いは、技能水準、対象業種であり、在留期間であります。

現在の技能実習生が基本となるこの制度によって、実習生の在留期間は、特定技能1号に移った場合、今のところ、最長で10年まで滞在が可能となります。

では、その間、妻や子、家族と離れ離れになったままとなる特定技能1号の方々の待遇というものを、日本として、あるいは我々として、どう考えていったらいいのか。

日本では、今、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスを標榜する労働政策がとられております。

一方では、人道的見地から、国外へ1人で働きに来る方の残された家族の問題がありますが、これに対して、知事の見解はどのようなものであるのか、お伺いをします。

四つ目に、在住外国人の増加と対策についてであります。

法務省が9月に公表いたしました、国内における在留外国人は約264万人となっております。この1年で約17万人増加をして、過去最高となっております。日本の総人口に占める外国人は約2%となりました。

264万人を在留資格別で見ますと、永住資格者が76万人と最も多く、これはほとんど変わらない割合であります。しかし、技能実習生と留学生を合わせると60万人を超え、増加率も高くなっております。

そこで、留学資格で在留している外国人はおよそ32万人いますけれども、その国籍、留学先の学校の形態はさまざまであります。個人や企業でも設立できる日本語学校の留学生の修学実態とアルバイトのあり方、さらには、日本語学校そのものの実態に問題があるとして、先ごろ、法務省では10月から設置基準を厳格化するとの発表がありました。

こうした問題への認識と、道内の設置状況など、実態について、まずお伺いをします。

次に、これはずっと言い続けてきていることでありますけれども、道内に居住しながら学び、働いている在留外国人に対する道の対策、政策の内容、主体が、私にはどうも不明でありますし、また、取り組みが不十分であると思います。

改めて、知事の口からその内容についてお伺いをしたい。

そして、昨年私の一般質問で、道の国際化政策にある多文化共生についてお聞きをしました。

知事のお答えは、実習生を含め、多くの外国人が本道で生活している、こうした方々と道民が

理解をし合い、ともに地域で暮らしていける環境を構築することが重要とのことでありました。

では、この1年、道が行った政策とその成果はどのようなものであるのか、お伺いをします。  
最後に、消防の広域化と諸課題についてお伺いします。

2006年の消防組織法の改正により、市町村消防の広域化が始まり、その後、5年ごとに2度の見直しが行われました。

道内でも広域化が進められ、当時68あった消防本部が10カ所統合され、現在は道内で58消防本部体制となっております。

広域化の指針であった人口30万人という基準はもとよりであります。本道は、どの自治体、都府県よりも一消防本部の管轄面積が広いことを考えますと、受益者人口を基準としたさらなる広域化で、果たして、安全、安心な道民生活を守れるのか、地域の防災力の低下は招かないのかと懸念するところであります。

そこでお伺いをいたしますが、これまでの広域化による消防本部の統合により、消防力の体制強化、防災力の向上、また、広域化による財政的な効果はどのようなものであったのか。一方、広域化によって生じた課題もあろうかと思っておりますが、これについてお伺いをいたします。

次ですが、広域化の推進期限が2024年まで延長されました。

ことしの7月には、道内の全ての消防本部が、地域の消防体制と消防力を取り巻く現状などについて自己検証する消防力カードというものをつくり、道へ提出したと聞いております。

では、その内容と活用方法についてお伺いをいたします。

最後ですが、素案として議会に先ごろ示されました第3次北海道消防広域化推進計画では、広域化の重点地域として空知と渡島を、消防の連携協力対象として石狩と後志を指定いたしました。

そこでお伺いをいたします。

それぞれの体制や地域特性などを十分加味しての指定であったのか、また、当該市町村及び消防本部の意見はどのように反映をされているのか、お伺いし、再質問を留保して、1回目の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）小岩議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、日本ハムファイターズの新球場の建設地の決定についてであります。本年3月に、北広島市が日本ハムファイターズの新球場建設候補地となって以降、道では、北広島市や球団と、交通アクセスなどについて協議を行ってきたところであり、このたび新球場の建設が正式に決定されたことは、ボールパーク構想の実現に向けた大きな前進と受けとめているところであります。

この新球場は、食とスポーツを有機的に融合させた、北海道のシンボルとなる空間の創造をコンセプトとし、また、札幌市に隣接し、新千歳空港からも近距離にあることから、道内はもとより、国内外から多くの方々が訪れるものと考えるところであり、新球場を活用した観光や地域の

振興のほか、道内各地の食材の積極的活用など、北海道全体の活性化につながるものと期待をするものであります。

次に、人手不足への対応についてであります。本道においては、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進む中、幅広い業種で人手不足が深刻化しているところであります。

このため、道では、就業環境の改善や生産性の向上はもとより、地域からの人材流出を防止し、道外から人材を積極的に呼び込むとともに、女性や高齢者、外国人材といった、多様な働き手の就業を促進するなどして、地域の産業を支える人材の確保を図っているところであります。

外国人材の受け入れに関しては、新たな在留資格に関する国の動向を注視しつつ、人材確保対策推進本部の外国人材分科会などを通じて、受け入れの意向など、地域や業界の状況把握に努めるとともに、雇用や生活面での課題の抽出、対応方向の検討などを進め、外国人の方々に、安心して働き、活躍してもらえるよう取り組んでまいります。

次に、在住外国人に関し、多文化共生に係る道の取り組みについてであります。道では、外国人居住者に対して、必要な生活情報や北海道のさまざまな魅力を多言語で情報提供し、外国人にも暮らしやすい環境づくりなどを行ってきているところであります。

道といたしましては、今後とも、道民と外国人が、互いの文化や生活習慣などを相互に理解、尊重し、ともに暮らしていけるよう、外国人と道民の共生に向けて、きめ細やかに対応してまいります。

最後に、第3次消防広域化推進計画についてであります。消防の広域化や連携協力は、限られた人材、財源を有効に活用し、体制の充実強化に有効な手段と認識いたします。

道といたしましては、広域化の機運が高まっている地域や、広域化を希望するが、組み合わせが決まっていない地域などを、広域化を進める重点地域とするとともに、広域化が困難であっても、指令センターの共同運用や車両の共同整備など、消防体制の充実強化を進める意向のある地域を、連携協力の対象地域として定めることとしているところであります。

こうした広域化の重点地域や連携協力地域の指定に当たっては、地元の意向が大変重要でありますことから、今後さらに、関係市町村や消防本部などの御意見を十分お伺いしながら、本年度中をめどに、消防の広域化に関する新たな計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）日本ハムの新球場の整備に関し、連携協定についてであります。本年11月、道と北広島市、株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社北海道ボールパークの4者におきまして、その連携協力のもと、球場利用者の円滑な移動方策や、スポーツ、観光等による地域活性化策などについて検討、推進することを目的とした協定を締結したところであります。

この協定を受けまして、道では、これまで交通アクセスなどを検討してきた市内のプロジェクト



トチームに、新たに観光や危機管理などの部長職をメンバーに加え、地域活性化につながるさまざまな分野の検討や調整を進めますとともに、北広島市、球団はもとより、関係機関と連携して、アクセス道路等の基盤整備や、新球場を活用した地域活性化策などについて、検討を行ってまいり考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長岡田恭一君。

○建設部長岡田恭一君（登壇）日本ハムファイターズの新球場の整備に関し、道路の整備などについてであります。北広島市の試算によりますと、スタジアムへの来場者の3万5000人の交通分担は、JRが1万3500人、自動車が1万2000人、シャトルバスが7000人などと想定しており、道路利用の割合が高いと聞いているところであります。

しかし、現状では、ボールパークにアクセスする主要な道路が1路線しかなく、周辺の道路が激しく渋滞することが予想されますことから、開業までの時間が短い中、アクセス道路の一部であります市道共栄南1号線の延伸部の新設につきまして、市との連携協力のもと、道が整備を行うために必要な手続を速やかに進めてまいり考えであります。

さらに、市が行う既存道路の拡幅整備のほか、高速道路や国道を含めた的確な交通誘導などの渋滞対策が不可欠でありますことから、引き続き、市や関係機関と連携を図りながら、ボールパークの開業に向け、適切に対応してまいり考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、外国人技能実習生の状況についてであります。昨年11月に外国人技能実習法が施行され、管理監督体制の強化と実習生の保護等が図られることとなったところであり、この新法に基づき設置されました地域協議会において、技能実習の状況等について情報共有するなどしているところでございます。

北海道労働局によれば、実習生に対する労働関係法令違反が引き続き認められ、平成29年の違反件数は128事業所となっており、違法な時間外労働や機械の安全措置の不備を指導した結果、時間外労働の削減や安全管理の徹底が図られた事例があったものと承知をいたしております。

また、失踪者数につきましては、法務省入国管理局が把握をしておりますが、都道府県別には公表されていないところであります。

道といたしましては、引き続き、関係機関と連携をし、実習生が、技能の習得に向け、安心して実習できる環境が整備されるよう取り組んでまいります。

次に、新たな在留資格についてであります。国によりますと、それぞれの在留資格に応じて行うことができる活動の内容と、その活動を行う外国人を受け入れる趣旨等を総合的に勘案し、入国管理法の改正案においては、特定技能1号の資格で在留する外国人については家族滞在を認めないとしているところであり、こうしたことも踏まえて、外国人の方が日本での就労を御判断されるものと考えているところであります。

労働関係法令は、国籍を問わず、外国人労働者にも適用され、労働条件面での国籍による差別も禁止されているところであり、道といたしましては、全ての企業において関係法令が遵守されるとともに、外国人の方々が安心して働き、その能力を十分に発揮できるようにしていくことが重要と考えており、国や地域などと連携をして、その環境整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）在住外国人に関し、まず、いわゆる日本語学校についてでございますが、道内には、法務省の日本語教育機関の告示基準を満たした学校が14校あるものと承知しております。

法務省におきましては、留学生の新規入国者数は増加傾向にある一方、不法残留者も増加傾向にあり、日本語教育機関の中には、学校ぐるみで資格外活動許可の制限時間を大幅に超えるような就労活動をさせているものも存在するなどの問題点があるとして、修業期間1年当たりの授業期間に関する規定が新設されるなど、日本語教育機関の告示基準の見直しが行われたところでございます。

道といたしましては、関係法令に基づき、留学生の適切な在留管理が必要と考えております。

次に、道内の留学生に対する対応等についてでございますが、留学生の就労につきましては、国の関係法令に基づき、適切な在留管理のもとで行われるべきものと考えております。

一方、世界的に人材の流動化が拡大傾向にある中、優秀な人材の活用など、海外との人材交流の一層の推進を図ることが必要なことから、道では、北海道グローバル戦略において、外国人留学生の受け入れ促進や支援を行っていくこととしており、北海道国際交流・協力総合センターなど関係団体と連携し、私費留学生への助成や、留学生の受け入れ促進のためのプロモーション事業などを行ってきているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）消防の広域化に関し、まず、広域化による効果などについてであります。これまでに広域化を実現した道内の消防本部におきましては、職員や車両、資機材などの増加によるスケールメリットを生かし、初動体制の強化を初め、効果的な部隊の運用や予防業務の専門化、さらには、現場到着時間の短縮といった面で消防力が強化されておりますほか、消防救急デジタル無線の整備費の削減など、財政面での効果もあらわれているところであります。

一方、広域化後も、消防設備等の整備について構成市町村がおのおの担っている消防本部の中には、組合全体として計画的な施設整備が難しいことなど、広域化のメリットが十分に生かされていないという課題も認識しており、道といたしましては、さまざまな機会を通じて、消防体制の充実強化に向けて理解が深まるよう、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、消防力カードについてでございますが、国においては、各消防本部が、地域を取り巻く状

況や自己の消防力の分析などを行う消防力カードの作成を求めており、道内の全ての消防本部において作成されるとともに、道を経由し、国に提出をしているところであります。

カードの内容といたしましては、職員数などの組織に関する事項や、車両、資機材など消防施設に関する事項、消防活動に係る事項のほか、現状や課題の分析、さらには、今後の対応方針などについて記載をされており、道といたしましては、こうした各消防本部の自己分析をもとに、道内における消防の広域化等について検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）小岩議員の御質問にお答えをいたします。

日本ハムファイターズの新球場の整備に関し、道立学校への影響についてであります。ボールパークの建設予定地には、北広島高校と札幌養護学校共栄分校の2校が隣接しており、ボールパークの整備によって、スポーツを身近に感じ、子どもたちがスポーツに親しむ契機となるなどの効果も期待できる一方、工事期間中はもとより、開業後においても、交通量の増加などに伴う通学路の安全や、騒音、振動などによる教育活動への影響は、最小限にしていく必要があると考えているところであります。

道教委では、これまでも、知事部局と連携しながら、地元・北広島市と協議を進めてきており、その中で、特に教育環境への影響については、十分に配慮するよう申し入れなどを行ってきたところであります。今後とも、学校や児童生徒の実情、保護者など関係者の御意見も踏まえ、十分に協議しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 小岩均君。

○6番小岩均君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、ただいまいただいた答弁に基づいて、指摘を交え、幾つか再質問を行いたいと思います。

まず、日本ハムのボールパークについてであります。

新球場の開業は、先ほど申しましたとおり、2023年3月であります。それまでの5年間で、北広島市としても、道路整備を含む交通アクセスの整備や拡充、あるいは用地造成、上下水道、ごみ処理などのインフラ整備など、さまざまな事務作業を抱えております。

先ほど、道は、4者協定により、観客などの円滑な移動方法について連携協力して取り組むとの答弁をいただきましたけれども、ボールパーク構想というビッグプロジェクトをなし遂げるには、膨大な事務あるいは事業をこなさなければならず、北広島市だけでは容易になし遂げられるものではないと思います。

限られた時間で、アクセス道路などの基盤整備を含め、道と市が情報を共有し、円滑に業務を遂行するためには、道からのこれまで以上の人的支援が何より有効な方法と私は考えますけれども、今後の北広島市への支援や協力について、改めて知事の認識をお伺いしたいと思います。

次に、外国人労働者の受け入れについてですが、答弁にありました、道が設置している人材確

保対策推進本部、また、そこにある外国人材分科会の目的と役割とは何なのか。そして、そこで取り組むこととして、地域や業界の状況把握、課題の抽出、対応方向の検討といった言葉が並んでいますけれども、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

その上で、外国人技能実習生について、地域協議会で技能実習の状況等を情報共有していることに加えて、道内の法令違反は128事業所であったという答弁でありました。

では、先ほど聞きましたように、この1年、前年に比べて、法令違反の事業所の件数は改善をされたのか、つまり減ったのかどうか。

また、労基署から監督指導を受けております違反の上位である、安全基準を満たしていない、あるいは、割り増し賃金を払っていない、労働時間をオーバーしているなどの法令違反の具体例はどのようなものであるのか。

そして、あわせてお聞きしますけれども、技能実習生の失踪者数を道としては把握していないとのことですが、何のためにこの1年やってきたのか。なぜ把握をしていないのか、その理由を聞かせていただきたい。

その上で、先週土曜日——12月1日の道内紙では、道内の技能実習生が88人失踪しているという報道が1面を飾ったわけであります。実数やその要因、失踪者に対する対応など、道は事実確認を行った上でどう考えているのか、ぜひ、ここはしっかりお答えをいただきたい。

次に、在留資格についてです。

技能実習生の特定技能1号の外国人労働者には家族の帯同を認めておりません。このことに対する先ほどの経済部長の答弁は、日本へ来る外国人はそれを承知で来ていると。そのとおりではあるけれども、それで、これからも日本あるいは北海道に技能実習生や外国の方々に来てもらえるのか。

今はまだいいかもしれません。中国の技能実習生が急速にしぼんでいったように、今、ベトナムが主流になっているアジア圏から日本あるいは北海道へ来てくれる人が、5年、10年後は少なくなっていく、これは、これまでの傾向を見れば必然的にわかることであります。そのときに、道の対応がああだったと言われることを私は危惧しております。ぜひ、同じ人間として迎え入れるという姿勢を示してほしいなと私は思います。

過日、11月13日に知事が行った定例記者会見のときに、道内のマスコミから、入管法の改正について知事のコメントが求められました。

知事は、そのとき、多分、原稿なしだと思いますが、こうっております。

外国人が働く現場で行政サービスをしているのは自治体である、学校や教育、住宅などの生活サポート、配偶者、子どもなど、現場で対処する我々地方の意見も聞いてもらう、対話をすることも重要であると、記者に対して述べたわけであります。

改めて、知事に、その発言の真意を伺います。

また、意見を聞いてもらうと言った相手はどこなのか。文章の流れからいくと、その相手は当然政府であり、中央省庁と私は受けとめました。知事の認識をお伺いいたします。

そして、在住外国人の増加と対策に関してですが、日本語学校については、今、国内に700を超える学校があります。その経営主体、学習環境は、まさに玉石混交と言われております。

留学生は、週に28時間まで、コンビニあるいは居酒屋といったところでのアルバイトが可能となっております。しかし、それを目的に来ている留学生もたくさんいます。また、それをあえて誘発あるいは黙認している日本語学校も多いことから、法務省も、設置基準を見直すことにしたわけでありませう。

道内での日本語学校の実態と動向を、今後とも道も含めて注視していくべきと指摘申し上げます。

最後に、在住外国人に対する道の政策と成果についてお聞きをします。

道は、外国から訪れる観光客あるいは労働者、技能実習生、留学生を含めて、その受け入れと拡大には積極的でありますけれども、その方々が働き、住むことで生じているさまざまな問題や課題には、国の政策だから、国が行っていることだからという考え、姿勢にとどまっているとしか受けとめられません。先ほどの、技能実習生の失踪問題に対する見解がそうであります。

今後、北海道にとって、観光も含め、人手不足や地域経済への対応のためには、外国あるいは外国人との良好な関係を築かなければならない、これは誰もが思うところであります。

それには、道が、積極的に実態を把握し、その上で主体的に対処するといった姿勢、さらには専門部署、そして総合的な政策が必要であると私は考えますけれども、知事の御見解をお伺いし、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）小岩議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、日ハムの新球場の整備に関し、北広島市への支援についてであります。本年3月、日ハムの新球場の建設候補地が北広島市に決定して以降、道では、市から支援要請を受けた交通アクセスや都市計画の手續などについて、市などとの協議を行い、鋭意取り組んでまいっているところであります。

道といたしましては、今後、さきに締結した連携協定を踏まえ、アクセス道路等の基盤整備や、新球場を活用した地域活性化策などの検討を行うこととしているところであり、ボールパーク構想が本道全体のさらなる活性化に結びつくよう、引き続き、構想の実現に向け、必要な支援や協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、外国人労働者の受け入れに関し、まず、外国人材分科会についてであります。道では、人材確保対策を効果的に推進するための庁内の連携体制である人材確保対策推進本部に、外国人材の受け入れに関する情報共有や対応方向の検討を行うため、関係部局で構成する外国人材分科会を設置いたしているところであります。

この分科会などを通じて、新たな在留資格に関する国の動きや、外国人材の雇用状況などの情報を共有するとともに、業界団体、企業、市町村へのヒアリングを行うなどして、地域や業界の状況把握に努めながら、課題の抽出や対応方向の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人技能実習生の状況についてであります。北海道労働局によれば、平成29年に169の事業所に監督指導を実施し、128の事業所で労働関係法令違反が認められ、違反率は75.7%となっているところであり、前年と比較すると、違反率は低下しているものの、違反事業所数は増加をしております。

また、違反事例としては、機械の安全措置の不備、時間外労働に対する割り増し賃金の不適切な支払い、労使協定の範囲を超えた時間外労働の実施といった事例があったものと承知いたします。

失踪者数については、先般の報道を受けて行った札幌入国管理局からの聞き取りによれば、道内に所在する監理団体から届け出があった実習生の失踪者数は、平成29年で88人であり、個別の要因は明らかにされなかったところではありますが、札幌入国管理局においては、届け出を踏まえて調査を実施し、関係機関と連携しつつ、監理団体や実習実施者への指導を行っているものと承知いたします。

次に、新たな在留資格についてであります。国によれば、それぞれの在留資格に応じて、活動の内容や受け入れの趣旨等を総合的に勘案し、家族滞在の可否を定めているところであり、こうしたことも踏まえて、外国人の方が日本で就労されるかどうかを御判断されるものと考えます。

私といたしましては、外国人材の受け入れに当たっては、適正な雇用管理や在留管理はもとより、地域、企業等における受け入れ環境の整備が重要と考えるものであり、国に対し、必要な対策が講じられるよう働きかけるなど、外国人の方々に、安心して働き、活躍していただけるよう取り組んでまいります。

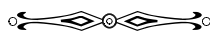
最後に、多文化共生に向けた取り組みについてであります。外国人の方々と道民の皆様が、良好な関係のもとで、ともに暮らしていくことが重要であることから、道といたしましては、今後も、関係団体と連携し、講演会等の開催による普及啓発活動などの取り組みを進めるとともに、外国人が多く居住する市町村に出向いてヒアリングを行い、人手不足の状況や外国人の増加に対する住民感情など、地域が抱える課題、ニーズに応じた取り組みをきめ細やかに推進するなど、多文化共生に向けた環境整備に着実に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 小岩均君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩



午後3時32分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

船橋賢二君。

○18番船橋賢二君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議、船橋賢二です。

初めに、防災対策についてお伺いをいたします。

未曾有の災害となった胆振東部地震から、3カ月がたとうとしております。

応急仮設住宅の2期目の入居が開始され、また、厚真町と安平町には、福祉仮設住宅も建設中であり、年内の完成を目指していると伺っておりますが、被災者に寄り添った適切な対応が行われているものと感じております。

道では、先月から、このたびの災害の検証委員会を開催するとともに、復旧・復興対策を立ち上げるなど、今般の災害を教訓とした次の災害への備えとあわせて、被災地域における一日も早い復旧、復興の実現に向けた取り組みが本格化してきているものと承知しております。

私は、これまでも、胆振東部地震における対応あるいは防災対策について、さまざまな観点から伺ってまいりましたが、その後の状況や現在の状況も含め、以下伺ってまいります。

胆振東部地震では、国内で初めてとなったブラックアウトにより、道内全域において、家庭や企業、自治体などにさまざまな影響を及ぼしたことは周知の事実でありますけれども、災害対策本部が置かれた道の本庁舎は、非常用電源により、その機能を果たしたと承知しております。

一方、地方における災害対策の拠点となる各振興局庁舎の電源確保はどのような状況だったのか、また、今後、課題に対してどのように対応されるのか、あわせてお伺いいたします。

道が設置し、北海道難病連が運営する北海道難病センターは、難病に苦しむ、道内各地に居住されている患者さんやその御家族たちが、治療で札幌に来られた際に宿泊される施設でもありますが、今回の地震においては、難病センターも、停電の影響により、断水に加え、エレベーターなどの使用などに影響が生じたと聞いており、利用されている方々が不安を抱えております。

設置者である道として、今後、どのように対応されるのか、お伺いをいたします。

今回の停電では、電源の確保はもとより、ガソリンなどの燃料の確保にも困難をきわめ、自家発電設備を有しない多くのガソリンスタンドでは、給油ができず、一方、給油が可能なスタンドには長蛇の列ができるなど、供給体制の脆弱さが露呈されました。

災害発生時には、パトカーや消防車、救急車、さらには、応急対策を実施する車両に対し、優先的な燃料供給を行うこととなっておりますけれども、実際にはどうであったのか、お伺いをいたします。

道では、今回のような災害時の燃料供給体制の整備として、民間事業者と協定を結んでいるとお聞きしておりますが、その協定は、今回、十分に機能したのか、また、今後、どのように対応されるのか、お伺いをいたします。

これまでの事例でわかるように、地震災害では、避難所生活が長期化するというのが大きな特徴であります。避難を余儀なくされる方に対し、避難所の良好な生活環境を継続的に確保することは大変重要であります。

私は、さきの定例会において、初動対応に当たる自治体の職員を対象とし、避難所運営のコーディネートを行うことができる専任者を養成するべきであると指摘させていただきましたが、こ

れまでの一連の対応と課題などを踏まえ、道の考えをお伺いいたします。

広大な面積を有し、人口の集積が偏在し、積雪寒冷の本道において、道民の命を守っていくことは容易ではなく、そのためには、適切かつ迅速な救急救命のための救助活動が必要であります。

災害現場というのは、時に非情で、想像を超える苛酷な状況にあるのが現実だそうであります。

このたびの胆振東部地震で、山腹崩壊による災害現場に派遣され、実際に救助活動に当たられた私の知人が、重い口を開き、語ってくれました。

捜索の中で、土砂に埋もれた方をようやく見つけ出したにもかかわらず、無念にもその時点でお亡くなりになっていたそうです。

しかし、その場に居合わせた隊員たちは、泥まみれになった御遺体を少しでもきれいな姿で御遺族に引き渡したいという切なる思いから、みずからの活動のために持参していた、貴重で、決して無駄にすることのない少量の飲料水を集め、御遺体の顔などを拭い、助けることができなかったという罪悪感を押し殺しながら、御遺族に引き渡し、また次の任務に当たることしかできなかったと、涙ながらに話してくれました。

こうした苛酷な災害現場において、自衛隊や海上保安部、警察、消防などの皆さんには、常に使命感と誇りを持ち、その任務を遂行していただいております、本当に頭の下がる思いでいっぱいであると同時に、感謝にたえません。

また、関連して、危険と向き合いながら高度な任務を遂行しているのは、道の防災航空隊であります。

航空隊員は、道内の各地域の消防本部から精鋭が派遣されており、基本的には8名の消防士で構成されて、土・日、祝祭日を問わず、全道域において多種多様な救助活動を展開されておりますが、昨今における航空隊の活動に加え、胆振東部地震での活動実績はどのようなものだったのか、お伺いをいたします。

我が国では、自治体の消防防災ヘリコプターは、45都道府県と全政令市で計76機が配備されています。そのような状況の中で、一昨年は長野県のヘリが、そして、ことしの8月には群馬県のヘリが墜落し、合わせて18名ものとうとい命が失われました。

ヘリの安全運航には、2人のパイロットが搭乗するダブルパイロット制の導入が有効であるとされておりますけれども、パイロット不足と高額な養成費用などから、その導入はなかなか進んでおらず、残念ながら、本道でも導入できていない現状にあると承知をしております。

国土の2割強を占め、他県とは明らかに異なる条件と環境の本道では、防災ヘリは極めて重要であり、早期の安全対策が求められます。

消防防災ヘリの安全対策に、今後、どのように取り組んでいくのか、あわせて、ダブルパイロット制の導入に関する認識も含めて、道の見解をお伺いいたします。

先月の19日、胆振東部地震に係る第1回目の検証委員会が開催されました。検証委員会では、



北電などからのヒアリングが中心に行われ、活発な議論がなされたと聞いております。

これからの災害に備える上では、まず、被災者の視点をしっかり持ち合わせた検証が大切であるということは言うまでもありません。

1回目の委員会に対する道の認識と今後の進め方についてお伺いをいたします。

先月23日、釧路管内の活火山である雌阿寒岳の火山活動が高まり、噴火警戒レベルを従来の1から2へと引き上げました。

火山噴火により、国内では、平成26年の御嶽山火山噴火や、国外では、ことし発生した中米のグアテマラ火山噴火など、大惨事を引き起こしたことは記憶に新しいところであり、今後も十分な警戒が必要だと考えております。

道では、こうした火山災害に関して、どのように対応される考えなのか、見解をお伺いいたします。

私たちは、胆振東部地震により、国内で初めてとなるブラックアウトを経験しました。もし、これが厳冬期の北海道で起きていたら、さらに多くの命が犠牲となり、経済的な損失などはとてつもない金額となり、北海道にとって想像を超える大打撃を受けることになったであろうと言われております。

過去には、冬を前に、室蘭や登別で大規模な停電が発生しました。

停電発生時には、交通機関や電力会社を含めた関係機関との連携が欠かせません。

道では、この冬に向けた防災対策にどのように取り組んでいくのか、あわせて、大規模な停電が厳冬期に発生した場合の備えとして、道民に対して何を伝えていくべきと考えているのか、見解をお伺いいたします。

次に、道職員の健康管理についてであります。

災害への対応や対策に当たっては、被災者の健康管理はもちろんのこと、これらの業務に従事する職員の健康管理は重要であります。災害に限らず、道政上の諸課題など、さまざまな政策を展開していく上で、職員一人一人が心身ともに健康で職務に専念することは、結果として、道民に対するサービスの向上につながるものと考えております。

このたびの震災では、多くの道職員に、昼夜を問わず、災害対応や被災地域における避難所の運営支援などに当たっていただきましたけれども、発生直後から初期の段階では、その多くの職員は不眠不休であったと聞き及んでおります。

長引く避難所生活や役場の機能維持のための支援、インフラなどの復旧作業に伴い、多数の道職員が被災地域に派遣されており、その数は延べ7000人以上になっているとのことであります。

この中には、これまでに災害対応を経験したことのない職員が多数いたとも聞いており、なれない業務や不規則な勤務時間、環境の変化などによって、心身ともに疲労が蓄積されたのではないかと推察をいたしております。

今回の災害対応や被災地域への派遣による道職員の健康管理について、どのように対応されているのか、お伺いをいたします。

不測の事態を含め、道職員がより質の高い仕事を行うためにも、日ごろからの健康管理は重要であります。

道では、職員の健康を確保するため、労働安全衛生法などの法令に基づき、胸部エックス線検査や尿検査、血液検査など8項目について、年に1回、定期的に健康診断を実施されております。

その健康診断は、平成17年度まで、地方職員共済組合に随意契約により委託されていたこととありますが、平成18年度からは、一般競争入札の方式を導入して、落札した民間事業者へ委託し、実施されていると聞いております。

民間委託化により、健康診断に要する経費を抑えるということが主な目的だと思いますけれども、職員の健康を真に確保するには、健康診断の精度を適正に保つための精度管理が極めて大切であり、経費の圧縮だけを目的とした現在の一般競争入札では、十分な健康管理ができないのではないかと危惧をしております。

私は、平成28年の決算特別委員会でもこのことを指摘させていただきましたが、より質が高く、適正な健康診断とするためにも、委託機関の選定に当たっては、金額だけではなく、精度管理を十分に確保することが担保できる総合評価方式やプロポーザル方式など、提案型の入札方式を導入し、委託機関の評価を適切に行った上で、適正で的確な選定が必要であると考えております。

そこで、道の認識と今後の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

最後に、子ども総合医療・療育センターについてであります。

北海道立子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルは、医療部門である小児総合保健センターと、療育部門である札幌肢体不自由児総合療育センターを統合し、胎児期から一貫した医療、療育を総合的に提供する、北海道内で唯一の小児総合専門病院として、平成19年に開設されました。

ハイリスクの胎児や新生児に対する特定機能周産期母子医療センターや、先天性心疾患に対応する循環器病センター、さらには、医療と療育が連携して、医学的根拠に基づくリハビリテーションを実施する総合発達支援センターといった機能を備え、時には、体重が1000グラムにも満たない新生児の命を守ると同時に、全道域のお子さんを対象に、高度で先進的な医療を提供いただいております。

平成29年度では、入院患者が延べ約5万2000人で、外来患者は約4万人を受け入れており、その実績などからも、本道における小児医療の中心的な役割を担っていることは明らかであります。

しかしながら、近年の新生児・周産期医療の進歩により、我が国の新生児や乳児の死亡率は、先進国の中でも最も低い水準に達した一方で、人工呼吸器や経管栄養などを必要とする医療的ケア児が増加するなど、開設から11年が経過したコドモックルへのニーズは年々増加しており、小児医療の最後のとりでとしての役割を果たすためにも、このようなニーズに対し、迅速かつ的確

に対応していくことは、本道にとって優先しなければならない重要な課題であります。

特に、新生児集中治療室——NICUについては、道内の他の医療機関でも、増床の施設整備が進んでいると聞いておりますが、中でも、コドモックルでしか受け入れられない重症患者は、先ほども申し上げたとおり、年々増加傾向にあることは避けられない事実であります。

そこでまず、コドモックルのNICUは、これまで、どのような患者治療に当たってきたのか、伺います。

コドモックルでは、近年、NICUが常時満床状態であると聞いております。

私が、さきの第2回定例会において、患者の円滑な受け入れに向けて、今後、どのように取り組んでいくのかを伺った際、今後実施する施設整備面での調査結果を踏まえ、病床機能の強化に向けた検討を進めるとの答弁でした。

今般、施設整備面での調査結果が示されたと承知をしておりますが、その結果はどのようなものであるのか、また、その結果を踏まえ、今後、どのように取り組んでいくのか、病院事業管理者の見解をお伺いして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）船橋議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、災害対応に係る人材の育成についてであります。今回のような大規模な地震災害においては、長期にわたり、多くの方々が避難を余儀なくされることから、良好な環境の中、安心して避難所生活が送れるよう、避難所の運営業務が適切に行われることが重要であります。

一方、被災した自治体においては、職員自身も被災者となり、災害対応業務を行うことは大きな負担となりますことから、他の地域から、こうした業務に精通した職員が出向き、支援していくことも必要とされるところであります。

このたびの地震では、これまで、道や道内の市町村からの2000人を超える職員が、被災地において、避難所運営業務を初め、罹災証明書の発行業務などに従事したところであり、こうした経験や知識を今後の北海道の防災対策に生かしていけるよう、災害対応に精通した職員の育成に努めてまいります。

次に、消防防災ヘリコプターの安全運航についてであります。離島を有し、広大な面積の本道において、ヘリによる救助や救急搬送などは大変重要であり、その運航に当たっては、安全対策に万全を期する必要があると認識いたします。

このため、現在導入を進めている新たな機体については、飛行中の急な天候悪化により視界が不良となった場合にも安全に航行できるよう、機能の強化を図っているところであります。

また、安全性の向上のためには、2人の操縦士による運航体制を確保する必要があり、今後の道警察との共同運航においては、2名体制を前提に操縦士の養成を行っており、こうした取り組みにより、消防防災ヘリの安全運航の徹底を図ってまいります。

次に、胆振東部地震に係る災害検証委員会についてであります。先般の検証委員会においては、道災害対策本部指揮室でとられた一連の初動対応を初め、道や関係機関が講じた応急対策な

どについて報告がなされ、これをもとに意見交換が行われたところでもあります。

また、このたびの大規模停電後の対応を検証するため、北電、道経産局、庁内の関係部からヒアリングを行い、停電時における情報伝達のあり方や、被害の発生を防ぐための応急対策などについて議論されたところでもあります。

検証に当たっては、項目が多岐にわたることから、防災関係者のほか、被災地域の自治体職員や避難された住民の方々から御意見をお聞きするなどし、道を初め、市町村、関係機関の対応に関し、課題とされた事項や、期待どおりの効果を生じたものなどについて論点整理を行い、さまざまな観点から検証作業を進めてまいります。

次に、冬の防災対策についてであります。本道では、大雪、暴風雪などにより、除雪作業中の事故や、車両の立ち往生を初めとした交通障害などが多く発生することから、道民の皆様には、気象情報、道路情報などに十分留意をし、対応していただくことが重要であります。

このため、道では、広報紙や漫画リーフレットなどを用いて、冬期間における災害への備えについて、広く周知を図ってきているところではありますが、今後さらに、气象台を初め、自衛隊、道警察、開発局など防災関係機関や、JR北海道、北電などとも連携をし、この冬の防災対策や停電への対応などについて、関係機関による協議会を開催するとともに、冬期の停電がもたらす影響について、道民お一人お一人が正しく理解され、十分に備えていただけるよう呼びかけるなど、冬の災害対応に万全を期してまいります。

最後に、道職員の健康管理に関し、健康診断の取り組みなどについてであります。健康診断は、職員の健康管理の基礎であり、疾病の早期発見や保健指導などにつながる検査結果の正確性の確保は大変重要でありますことから、道では、これまでも、一般競争入札を実施する中で、入札資格要件や業務処理基準を定めるとともに、正確性の一層の向上に向け、他府県の状況を調査してきたところでもあります。

現在、把握した他府県の事例なども参考に、経済性の確保に加えて、健康診断の実施体制や検体の取り扱いなど、精度管理の適切さを総合的に評価できるよう、来年度の入札方法の見直しに向け、検討を進めているところであり、引き続き、健康診断の一層の充実に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）防災対策に関し、振興局庁舎の電源確保の状況などについてであります。各振興局庁舎は、地域の災害対策の拠点としての役割を担いますことから、災害時の電源確保は極めて重要であると考えているところでございます。

胆振東部地震に伴う停電におきましては、非常用発電機が稼働し、電力供給はされましたものの、供給場所が限定されるなど、課題もあったと認識をしているところでございます。

また、連続運転可能時間や燃料備蓄量などにつきまして、一部、基準を下回っている庁舎があ

りますことから、こうした課題に対応するため、本年度から非常用電源の整備を進めているところでありまして、今後とも、各振興局の災害対応に支障が生じることのないよう、必要な電源の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）防災対策に関し、難病センターについてでございますが、このセンターは、難病の患者と家族に対する相談や、治療に来られた際の宿泊などの機能を有する重要な施設と認識しており、道では、これまでも、エレベーターの改修など、必要な整備に努めてきたところでございます。

今回の停電の発生を踏まえまして、センターを運営する難病連からその対応状況について伺いますとともに、建物や設備の状況についても確認をいたしたところでございます。

今後、非常時に対応できるよう、電源設備や給水設備などの必要な改修を行いますとともに、災害時の安全対策の手順の策定などにつきまして、難病連と協議を行い、難病患者や御家族が安心して利用しやすい、災害に強い施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）最初に、胆振東部地震への対応に関し、まず、燃料の供給についてであります。東日本大震災における教訓を踏まえ、国では、緊急車両に対して優先給油を行う中核給油所の整備を進めており、災害時におきましては、パトカーや消防車、自衛隊車両に加え、通行規制区間の通行が許可される緊急通行車両確認標章を掲示した車両は、優先的に給油を受けることができるとされております。

このたびの地震の際には、通行規制区間が設定されなかったことにより、標章が交付されず、その結果、中核給油所における優先給油が円滑に機能しなかった事例もあったことから、今後、災害検証委員会の検証結果を踏まえ、国や関係機関と連携しながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、燃料の供給に関する協定についてでございますが、災害時には、応急対策に活用される車両や、医療機関など、災害対策上、重要な施設に対し、必要な燃料が確実に供給されることが重要であります。

このため、道では、緊急車両などのほか、医療機関や社会福祉施設等に対し、石油類を優先的に提供できるよう、北海道石油業協同組合連合会と、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結しております。

道といたしましては、このたびの地震において、大規模停電による影響により固定電話が使えなくなるなど、連絡体制に支障を来した面もありましたことから、災害対応の一連の検証結果を踏まえ、災害時における円滑な燃料供給に向け、協定の運用改善などについて検討してまいります。

次に、消防防災ヘリコプターの活動についてであります。広大な本道におきまして、道の消防防災ヘリは、転院搬送などの救急活動や山岳における救助活動、さらには、林野火災での消火活動などにおいて大きな役割を果たしてきており、その出動件数は年間で170件程度となっております。

このたびの地震におきまして、道の防災航空隊は、発災後、間もなく、胆振東部地域に向かい、道路の寸断による孤立者の救助を初め、倒壊した家屋から救出されました方の搬送や、救出、救助に当たる消防隊員の輸送のほか、物資の輸送、被害状況の調査など、ヘリによる多岐にわたる活動を行ったところであります。

最後に、火山防災対策についてであります。火山は、一たび噴火をした場合には、広範囲にわたり甚大な被害を生じさせる可能性がありますことから、道では、地元市町村とともに、火山ごとに、气象台を初め、開発局、自衛隊などから構成いたします協議会を設置し、噴火時等における避難計画の策定や訓練の実施などに取り組んでいるところであります。

今回、雌阿寒岳の噴火警戒レベルが、火口周辺への立ち入りを規制いたしますレベル2に引き上げられたことを踏まえ、地元では、協議会の構成機関が参集し、气象台による説明会が開催されましたほか、道におきましても、庁内の関係部局や振興局に加え、气象台、道警察など防災関係機関が参集のもと、担当者会議を開催し、最新情報を共有するなど、噴火災害に備えているところであり、今後とも引き続き、関係機関との連携をより密にしながら、雌阿寒岳はもとより、道内の火山の防災対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）災害対応における職員の健康管理についてであります。災害への対応といった緊急性が高い業務や、被災地域における支援活動につきましては、緊張感が高い中で長時間勤務や当番による勤務といった特殊性があり、職員の心身への負担が大きいため、このたびの胆振東部地震など、全庁で被災地に職員を派遣する際には、各所属に文書を発出し、管理職員等が派遣職員に対して声かけや目配りを行い、体調の変化などを把握するよう注意喚起を行うとともに、必要に応じて、産業医の面接指導等を行っております。

また、被災地域の職場や避難所等に派遣された職員に対しては、心的な外傷の度合いを判定する災害用ストレスチェックを行い、高いストレス反応を示した職員に対しては、精神保健医等の面談を行うこととしており、引き続き、被災地域における支援活動が着実に進むよう、適切な職員の健康管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）船橋議員の御質問にお答えいたします。

子ども総合医療・療育センターに関し、まず、NICUにおける患者の治療についてであります。コドモックルのNICUでは、新生児科の医師と、小児外科、小児心臓血管外科、小児脳

神経外科などの専門医が密に連携し、治療方針を迅速に決定できる体制にあることなどの特徴を生かし、出生後、直ちに外科的治療が必要な疾患や、出生前からは予測できない重症新生児仮死など、重症度が極めて高い新生児を中心に、全道各地の周産期母子医療センターなどから患者を受け入れ、治療を行っているところであります。

近年は、このようなお子さんが増加傾向であることに加え、特定機能周産期母子医療センターとして、出生直後から集中治療を行う体制が整備されていることなどにより、コドモックルに対する小児医療のニーズは、ますます高くなってきているところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。コドモックルのNICUは、ここ数年、ほぼ満床状態で推移しており、これまで以上に、全道域の医療需要に応えるためには、NICUの強化が必要と考えているところであります。

このため、本年度、円滑な患者の受け入れなどについて、施設や設備に係る委託調査を実施し、先般、患者の受け入れを制限しない工法などが示されたところであります。

今後、道立病院局としては、今回の調査結果を踏まえ、将来を担う子どもたちの生命と健康を守るという使命をしっかりと果たせるよう、NICUの受け入れ体制の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 船橋賢二君の質問は終了いたしました。

森成之君。

○76番森成之君（登壇・拍手）通告に従いまして、以下、知事に伺います。

初めに、災害対策についてであります。

本道は、去る9月上旬に、台風21号、胆振東部地震、さらには全道域の停電、いわゆるブラックアウトの発生など、相次ぐ災害に見舞われ、各地で極めて甚大な被害が発生したところであります。

このような中、災害発生から、はや3カ月を迎えようとしておりますが、我が党は、さきに、被災地の復旧、復興の状況を視察し、関係者の方々からさまざまな御要望や御意見を伺ってきたところであります。

一方、道は、災害発生からこの間、早期復旧に取り組むとともに、庁内の関係部局から成る復興対策本部を立ち上げ、総力を挙げた取り組みを展開されているものと考えます。

そこで、以下、簡潔に伺います。

まず、道は、先般、今回の甚大な災害からの復旧と復興にいち早く取り組むため、関係部局などが連携した対策本部を立ち上げておりますが、厳冬期を迎える中で、取り組みをさらに加速させるべきと考えます。

これまでの取り組みと今後の見通しを含め、知事の所見を伺います。

次に、災害対応の検証についてであります。

今般の大型台風、震度7の地震、全道域での停電が相次いで発生するなど、過去に例を見ない、いわゆる複合災害が発生し、結果的に、各地で甚大な被害が発生したものと考えます。

これらの道の一連の対応について、現在、道庁の全ての部局がそれぞれの所管分野における検証を行い、その結果を早急に取りまとめるとともに、今後の災害への対応策を示すものと考えます。知事はどのような所見をお持ちなのか、伺います。

また、これまでの検証状況はどのようになっており、いつごろまでに取りまとめようとしているのか、あわせて伺います。

次に、災害時の情報収集等についてであります。

被害状況など、災害に関する情報の収集、連絡は、応急対策を実施する上で基本となり、情報がなければ、どのような危機が迫っているのかを認識することができないため、被害を防ぐための効果的な対応を判断することができないほか、防災関係機関に対して必要な協力を求めることが困難になるものと考えます。

一昨年の本道を襲った台風災害では、電話回線や光ケーブルの断線により、固定電話を初め、携帯電話も不通となり、連絡手段が途絶えた地域もあったと聞いております。

また、本年9月の胆振東部地震においても、ブラックアウトの発生により、固定電話が不通となったほか、携帯電話は通じたものの、電源確保が困難となり、情報の入手にも困難をきわめたものと承知しております。

こうした中、今回の災害では、国が整備している光ファイバーネットワークは、停電の影響をほとんど受けることなく、さまざまな情報通信がスムーズに行えたと同っており、大変重要なインフラであると考えます。

災害時には、迅速な情報収集や情報の一元化、さらには道民への情報提供が何よりも重要なことと考えます。

道は、国などとなお一層連携し、こうした開発局所管の光ファイバーネットワークの積極的な活用などを含め、情報が適切に収集、共有、伝達される環境を整備し、今後多発することが懸念される複合災害等に対応した防災・減災対策を構築すべきと考えます。所見を伺います。

次に、市町村への支援についてであります。

厚真町、安平町、むかわ町など、今回の災害において被害が大きい市町村への支援は極めて重要と考えます。

さきに議決した補正予算にも関連事業費が計上されておりますが、これ以外にも、例えば、地域づくり総合交付金を初めとした、今年度の道予算に計上済みの施策の活用や特別交付税による支援なども可能と考えます。どのように対応されようとしているのか、伺います。

次に、小規模事業者への支援についてであります。

今回の災害では、地域の小規模事業者や商店街なども、地震による直接被害や、その後の売り上げ減少などの間接被害を受けているものと考えます。

さきに議決した補正予算には、特に被害が大きい3町の小規模事業者の事業再建を支援するための補助事業が計上されておりますが、これとあわせ、産業振興条例や小規模企業振興条例に基づく既存施策を初め、今年度の道予算に計上済みの施策を活用した被災事業者への支援も可能と



考えます。どのように対応されようとしているのか、伺います。

次に、J R 北海道の路線見直しについてであります。

J R 北海道が、単独では維持することが困難とする路線を公表し、その見直しの議論を地域に求めてから、2年が経過しました。

これまでの間、多くの沿線自治体などが、線区のあり方などに関する検討協議に取り組み、つい先ごろには、災害により長く不通区間となっていたJ R 日高線においても、鉄道による全線の復旧は断念するとの考えを示すまでに至ったものと承知しております。

一方、国においては、本年7月に、J R 北海道の経営改善に関する考え方を示しました。国としての支援内容、とりわけ、400億円台の財政支援を示す一方、地域に対しても同水準の負担を前提とし、具体的な仕組みについては、地方自治体等との協議も踏まえ、今後検討することとされたところであります。

こうした国の支援や地域における検討の前提としては、まず何よりも、J R 北海道の経営見通しが明らかであることが不可欠であると考えます。

このため、先般、道議会の特別委員会において、3度目となるJ R 北海道の社長に対する参考人招致を行い、経営見通しの内容などに関し、道民が納得できる説明を求めたところであります。

そこで伺います。

国の考え方が示されてから、この間、J R 北海道の経営見通しが明らかにされておりますが、国と地方自治体等との協議も踏まえ、今後検討するとされた負担のあり方など、具体的な仕組みに関し、道としてどのような対応を考えておられるのか。

また、国は来年度の地方財政措置を見送るとの報道がありましたが、政府予算案が閣議決定をされる年末に向けてどのように取り組むのか、あわせて知事の所見を伺います。

次に、医療・福祉問題に関して、まず、メディカルウイングについてであります。

全国に先駆け、昨年7月30日から運航しているメディカルウイングによって、道民の誰もがどこに住んでいても、公平な高度・専門的医療の受診機会が広まり、我が会派としても大変期待しているところであります。

メディカルウイングによる搬送に当たっては、医学的見地に基づく搬送の可否判断や、医療機関と空港間の搬送手段の調整、確保など、さまざまな関係機関との連携が必要であります。

運航から1年以上が経過し、昨年度は21件の搬送があったところですが、事業の検証をしっかりと行い、今後も安定的に事業を継続していくべきと考えます。

そこで、昨年度の搬送事例の検証結果と、今年度の運航状況を伺うとともに、メディカルウイングの安定的な事業継続に向けて、今後、どのように取り組むのか、伺います。

また、メディカルウイングは、現在、道外からの患者搬送は対象になっていません。

知事は、本事業の全国展開を目指しているものと承知しておりますが、そのためには、本事業の有効性や効果などを、国のみならず、行政機関、医療関係者、航空事業者等、全国へ広く発信

し、PRしていく必要があると考えます。所見を伺います。

次に、北海道難病センターについてであります。

北海道難病センターは、昭和57年、難病患者や家族の願いに応じて、「国際障害者年」の道の重要施策の一つとして、全国で初めて設置された施設であります。

この間、難病連による相談対応や、難病患者の方々が全道から札幌に通院する際などの宿泊、関係団体による講演会、研修会などに利用されておりますが、既に、設置から30年以上、増改築から15年以上が経過し、老朽化が進んでいるものと考えます。

さらに、さきの胆振東部地震の際には、停電により人工呼吸器への充電が不可能となったり、電動ポンプが動かないために給水ができないといった、難病患者の命にもかかわる極めて深刻な問題が明らかになったところであります。

こうした問題を踏まえ、我が党は、さきの第3回定例会において、北海道難病センターの防災対策に関する道の対応について質問し、道からは、一日も早く、災害に強い、より利用しやすい施設となるよう努めてまいるなどとの答弁がありました。

一日も早い対策が必要と考えますが、道としてどのように対応するのか、伺います。

次に、児童相談体制の整備についてであります。

全国と同様に、本道においても、児童相談所における児童虐待への対応件数は年々増加しております。

広大な面積を有する本道においては、道内8カ所の児童相談所がそれぞれ広い区域を所管しており、道では、これまで、専門職員の増員などにより、児相の体制整備を図ってきたと承知しております。

このような中、室蘭児相については、児相から離れた苫小牧市を含めた東胆振、日高地域にも、支援が必要な家庭が多くあることなどから、我が党は、道の相談窓口を一日も早く苫小牧市に設置すべきと申し上げてきたところであります。

こうした中、知事は、さきの一般質問において、東胆振、日高地域における児童相談や心理判定機能を有する室蘭児相の分室を苫小牧市内に設置するなど答弁されました。

もとより、室蘭児相の虐待相談対応件数のうち、苫小牧市を含む東胆振及び日高地域が7割を占めている実態を考えると、新たに設置する苫小牧分室については、十分な職員体制で対応すべきであります。

また、将来に向けて、一時保護についても苫小牧分室で担うべきと考えます。

苫小牧分室と室蘭本室の体制や機能分担について、どのような所見をお持ちなのか、伺います。

次に、歯科保健対策についてであります。

今日、健康長寿社会の実現は、全ての道民の願いであると考えます。

このような中で、生涯にわたって健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康は大変重要な役割を果たしていると指摘されております。

自分の歯を80歳になっても20本以上保つ8020を達成するためには、本人が行う、歯ブラシや歯間ブラシなどによる適切な口腔ケアに加え、定期的な歯科受診、歯科医療従事者による保健指導を利用できる機会の確保が必要と考えます。

乳幼児期や学童期には、母子保健法、学校保健安全法により歯科健診が義務づけられており、歯と口腔の健康状態について確認する機会が一定程度確保されておりますが、高齢期になっても、口腔機能を維持し、住みなれた地域で生活を送るためには、成人期における歯科保健対策の充実が必要と考えます。

そこで、成人を対象とした歯科健診について、以下伺います。

まず、成人の方々が歯を失う最大の要因は歯周病であると承知しております。

歯周病は、自分では症状に気がつきにくいという特徴があり、定期的な歯科健診で歯周病等を早期に発見し、適切な処置を行い、重症化を予防することが大変重要であります。

このため、これらの方々に対応した受診体制のなお一層の充実が急務と考えます。所見を伺います。

また、今後の道の取り組みについてであります。

歯周病の予防については、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づき策定された北海道歯科保健医療推進計画において、重点施策の一つとして位置づけられており、成人が歯科健診や保健指導を利用できる機会の確保を図るとされております。

成人歯科健診の充実を図り、8020を推進するために、道として、今後、どのように取り組むのか、伺います。

さらに、道職員の歯科健診についてであります。

全ての道職員が、健康で、能力を十分に発揮し、職務に当たるためには、職員みずからが歯と口腔の健康状態について把握することが非常に重要であると考えますが、現在、道が実施している職員の定期健康診断の項目には歯科健診が含まれておりません。

職員の歯と口腔の健康を守るという観点から、今後、具体的にどのような取り組みを実施するのか、伺います。

次に、農業問題に関して、まず、農業被害への対応についてであります。

さきの胆振東部地震発生後の停電により、多くの酪農家では、搾乳作業ができなかったことなどによる生乳の損失といった大きな被害を受けたことから、道では、さきの第3回定例会において、停電時の酪農家の電力確保体制を整備するため、緊急対策事業費を計上したところであります。

しかしながら、今回の地震による農業被害の中には、生乳だけでなく、停電により冷凍庫や冷蔵庫が動かなかつたことによる野菜などの収穫物の廃棄も含まれており、特に、野菜や果樹の農家からは、予冷庫などの電源確保に向けた発電機などの整備に対する支援を求める声が寄せられております。

我が国の食料供給基地を自負する本道において、より多くの農家の方々が、安心して営農がで

きるよう、また、安定的に食料が供給できるよう、酪農家に加え、こうした野菜や果樹の農家などに対する、電源確保に向けた対策が必要と考えますが、所見を伺います。

次に、家畜保健衛生所についてであります。

先般、我が党では、釧路家畜保健衛生所を視察してまいりましたが、この庁舎は、昭和43年に建てられ、本年で50年と半世紀が経過し、老朽化が著しく、早急な対応が急務と考えます。

また、全道14カ所の家畜保健衛生所の中で、築40年以上を経過している庁舎が、この釧路を含め6カ所あり、職場環境の改善のほか、老朽化に伴う修繕費の増加などの維持管理面からも憂慮すべき事態であると考えます。

近年、道内における、アフリカ豚コレラなど悪性伝染病の侵入に対して警戒を強めている中、このような施設では、迅速な対応やバイオセキュリティーの面でも不安が残り、早急な改善が必要と考えます。

また、さきの地震で発生したブラックアウトでは、自家発電の整備などが十分でなかったことから、冷蔵庫や冷凍庫に保管していた検査試薬の廃棄などによる損害も発生し、防疫業務にも支障を来したものと考えます。

こうした状況を踏まえ、道として、円滑な家畜防疫業務の推進に向けて、今後、家畜保健衛生所の庁舎の整備にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、スマート農業についてであります。

本道農業の持続的発展を図るためには、労働力不足に対応した、ロボットやAI、ICTといった先端技術の導入によるスマート農業の社会実装を早急に進めることが重要と考えます。

このような中、道では、関係機関・団体から成る北海道近未来技術地域実装協議会を設立し、2020年度までに、スマート農業の技術の確立と先端技術の普及、実装を目指すとしております。

こうした新たな技術を生産現場に普及、定着させるためには、通信、電波、交通、航空など、幅広い分野において、安全性の確保など、さまざまな課題を解決する必要があると考えますが、道として、本事業にどのように取り組み、北海道農業の持続的発展を進めようとしているのか、伺います。

次に、道営競馬についてであります。

去る11月1日、道営競馬において、1着と2着の着順を逆に判定する誤審がありましたが、誤審の発生時、どのような体制で、どのような判定業務を実施していたのか、伺います。

また、道は、翌日になってからこれを公表されております。今回の対応についての所見もあわせて伺います。

次に、再発防止策についてであります。

着順判定は、最終的には人の目で行っており、今回の誤審は、まさにヒューマンエラーではないかと考えます。

今回の誤審により失われた道営競馬への信頼回復と、ファン離れの防止のためには、早急に有効な再発防止策を実施することこそ最も重要と考えますが、道は、どのように対応されるのか、

伺います。

次に、アイヌ政策についてであります。

国では、アイヌ政策の再構築に向けた検討に当たり、各地域における意見交換会の開催などを通じて、意見等を聴取しているものと承知しておりますが、アイヌの方々や関係市町村からはどのような意見が出されているのか、また、国における立法措置を含めた検討はどのような状況にあるのか、伺います。

次に、アイヌのための新型交付金についてであります。

国では、これまでの福祉政策に加え、地域振興、産業振興などにも取り組んでいくとされておりますが、国が創設を検討しているアイヌのための新型交付金とはどのようなもので、道においては、国の動きを踏まえて、今後、どのようにアイヌ政策に取り組んでいくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 あらかじめ会議時間を延長いたします。

知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）森議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、復旧、復興に向けた取り組みについてであります。道では、北海道胆振東部地震の発生以来、応急仮設住宅の建設や被災者の生活支援、公共インフラの復旧など、地域の実情、ニーズを踏まえた取り組みを進めてきているところでありますが、先月、11月22日には、私を本部長とする復旧・復興推進本部を設置し、庁内の関係部局の連携を一層強化しながら、こうした取り組みの加速化を図っているところであります。

被災地域の一日も早い復旧、復興を実現するためには、将来を見据えた計画的な取り組みの推進が重要でありますことから、年内には、今後の復旧、復興に向けた基本的な考え方と取り組み方向を取りまとめた上で、地元市町村とともに進める道の対策を検討し、年度内に、これらを合わせ、復旧・復興方針として策定するとともに、着実な推進管理を図るため、ロードマップを作成するなど、引き続き、地域に寄り添いながら、中長期の視点に立った、計画的かつ効果的な復旧・復興対策の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、J R北海道の事業範囲の見直しについてであります。関係者会議などにおいて示された国の支援の考え方については、地域としての支援に関し、道民の皆様の御理解をいただく上で、なお整理すべき課題が残されていることから、道では、現在、地域等からの指摘に対し、改めて詳細な説明を行うよう求めてきているところであり、国においては、引き続き検討を進めております。

道といたしましては、地域としての支援を行うに当たっては、これまでの道議会や地域での御議論を踏まえ、2年後の法改正を視野に入れつつ、引き続き、国と地域の役割分担や地域負担の額、地方財政措置のあり方などの課題について、さらに議論を深めていく必要があると考えているところであります。

一方で、J R北海道の経営は極めて厳しい状況に置かれているところであり、特に、維持困難

線区においては、車両の老朽化等による、運行の定時性や利便性、快適性等の著しい低下が見られるなど、利用者のさらなる減少が懸念され、早急な対応が求められる状況にあります。

こうした厳しい現状や、来年度予算の編成などの時期が迫っていることなどを踏まえ、私といたしましては、法改正までの間、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うことが必要と考えるところであり、現在、国と協議をいたしております。

次に、メディカルウイングの全国展開についてであります。昨年7月からメディカルウイングの本格運航を実施する中で、道内外への患者搬送だけでなく、道外からの搬送について問い合わせがあるなど、都道府県を超えた本事業に対するニーズはあるものと考えております。

道では、昨年度の実績などについて、国の救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会や、全国的な関係学会等の場で発表を行うなど、さまざまな機会を捉え、その有効性などについてPRに努めてきているところであります。

今後、国に対し、全国を運航圏とする広域的な搬送体制の整備について、引き続き要請するとともに、道のホームページへの実績報告書の掲載や、SNSを活用した情報発信を行うなどして、本事業の意義、役割などを全国の関係者へ広く発信してまいる考えであります。

次に、室蘭児童相談所の児童相談体制についてであります。室蘭児相は、相談件数の地域分布や所管区域の移動時間など、他の児相にはない特殊性を有しており、道では、虐待対応の一層の迅速化を図るため、分室を新たに苫小牧市内に設置するものであります。

室蘭児相は、相談・判定機能に加えて、子どもを一時保護する施設を併設しており、今後こうした機能を維持し、また、分室は、東胆振と日高地域の相談、判定を行うとともに、一時保護機能については、より身近な地域で里親などを活用するとして国の新たな方針を踏まえ、室蘭児相本体の施設を活用していく考えであります。

道といたしましては、今後、児童福祉司など、必要な職員体制の検討を進めるとともに、身近な地域において一時保護の受け皿がさらに整備されるよう、里親の確保に一層取り組むなど、児童相談機能の充実に努めてまいります。

次に、成人期における歯科保健対策についてであります。道民の歯と口腔の健康づくりを支えるためには、ライフステージに応じた、切れ目のない施策の推進が重要であります。

このため、道では、本年度、新たに、成人歯科健診プログラムに、歯科医師による診査を加え、職域においてモデル実施を行い、取り組み事例を民間事業所等に広く情報提供することにより、その普及に努めているところであります。

今後とも、歯科医師会等の関係団体と連携し、道民への適切な口腔ケアの普及啓発や、成人歯科健診等の受診機会の確保を図るなど、成人期における歯科保健対策の充実に努め、道民が、歯周病を原因として歯を失うことなく、生涯にわたり食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指してまいる考えであります。

次に、スマート農業の推進についてであります。国は、AIや自動運転、ドローンなどの近

未来技術の活用による地方創生を目指して、今年度、近未来技術等社会実装事業を創設し、本道からは、農業分野で、岩見沢市、更別村及び道による共同提案が採択されたところであります。

こうした先端技術を生産活動に組み込むための実証試験の実施に当たっては、関係する通信、交通、航空といった分野でのさまざまな規制や安全性の確保について、所管する省庁との調整が必要であります。

このため、道では、関係省庁や団体で構成される地域協議会を活用し、こうした課題、対応策について議論を進めるとともに、本事業の取り組みの状況や成果を全道に情報発信して、機運の醸成を図り、スマート農業の着実な推進に努めてまいります。

次に、道営競馬に関し、まず、着順の判定などについてであります。着順の判定に当たっては、審判を担当している2名の職員が、同じ電子スリットを見て、着順の判定を行っていましたが、入線した際の競走馬の体勢などをもとに到達順を錯覚し、そのまま確定させたものであります。

また、このたびの事案への対応については、さまざまな影響が考えられますことから、地方競馬全国協会など関係先への報告及び協議などを行い、そのため、開催の翌日の公表となったところであります。

道といたしましては、確定した着順に基づく勝馬投票券は有効であることから、それらの払い戻しとともに、正しい到達順位による払戻金相当額の支払いについても、その手続を進めているところであり、引き続き、競馬ファンの皆様に対し、丁寧な周知に努めるとともに、適切な対応を図ってまいります。

次に、信頼回復に向けた取り組みについてであります。このたびの着順判定の誤りについては、ホッカイドウ競馬のみならず、地方競馬全体の信用の失墜にもつながりかねないものと受けとめているところであり、多くの関係の皆様にご迷惑をおかけしているところであり、こうした事案が二度と発生することのないよう、対策を講ずることが必要と考えます。

ホッカイドウ競馬は、全国のファンにより支えられておりますことから、道といたしましては、審判員の増員や実務研修の強化を図るほか、判定マニュアルの点検、改善など、さまざまな再発防止策を講じ、ホッカイドウ競馬に対する、馬産地の関係者を初め、競馬ファン及び関係者の皆様からの信頼回復に努めながら、公正で魅力ある競馬事業の運営に全力で取り組んでまいります。

最後に、アイヌ政策に関し、新たな交付金制度についてであります。国においては、新たな法律の制定に当たり、これまでの生活向上施策に加え、地域振興、産業振興を含めた幅広い施策を展開するための、市町村に対する交付金制度の創設を検討しているところであります。

こうした中、道では、市町村の財政負担が少なく、ハード、ソフトの双方にわたる事業に対応した、利用しやすい交付金制度となるよう、先日、アイヌ協会とともに内閣官房長官に要請したところであります。

アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上が一層図られ、民族としての誇りが尊重される社

会の実現に向けて、引き続き、アイヌの人たちの意向を踏まえながら、国や市町村とも連携して、アイヌ政策を総合的に推進してまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）災害対策に関し、まず、災害対応の検証についてであります。道では、このたびの災害を今後の教訓とし、本道における防災・減災対策に生かすため、先般、学識経験者と気象台や開発局などの関係機関から構成される災害検証委員会を設置いたしましたところであります。

先月19日に開催された第1回目の検証委員会におきましては、地震や大規模停電後の対応について、道、関係機関が実施した応急対策等を確認するとともに、北海道電力や道の経済部がみずから行っている検証内容についてヒアリングを行い、停電時の連絡体制のあり方などが議論されたところであります。

道といたしましては、今後、庁内の関係部局はもとより、関係者が独自に実施する検証内容も踏まえながら、年度内には、課題等への対応について一定の方向性を示す中間提言を行い、来年度の早い時期に最終報告書として取りまとめ、その結果を道や市町村の地域防災計画等に反映してまいります。

次に、災害時における情報収集などについてであります。迅速かつ的確な応急対策等を実施するためには、道や市町村、関係機関それぞれが把握する被災状況などを共有するとともに、道民の方々へ正確な情報をお伝えしていくことが大変重要であります。

一昨年の大雨災害や本年の胆振東部地震では、停電の影響などにより、一部の通信が途絶する中、道の災害対策本部に設置いたしました指揮室において、関係機関が一堂に会し、自衛隊、道警察のヘリからの映像や、開発局が国道に設置いたしておりますカメラなどにより情報収集を行いながら、応急対策の実施や被害情報等の発信に努めてきたところであります。

道といたしましては、このたびの地震に関する検証結果を踏まえながら、関係機関が保有する、情報収集のための資機材や、開発局が整備する光ファイバーネットワークの活用、さらには、地域の実情に応じた情報伝達手段の多重化や多様化について検討してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）災害対策に関し、市町村への支援についてでございます。被災市町村の一日も早い復旧、復興を実現するためには、地域のさまざまなニーズをきめ細やかに把握し、市町村と一体となって、総合的な対策に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、地域の声を十分にお聞きしながら、今年度実施する、各地域の復旧、復興に向けた事業等に対し、地域づくり総合交付金などの政策資源を最大限活用しながら支援するとともに、被災市町村の今後の行財政運営に支障が生じることのないよう、特別交付



税などによる財政措置について、国に対して強く要望するなど、被災地域の復旧、復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）災害対策に関し、中小・小規模事業者への支援についてであります。北海道胆振東部地震では、多くの道内企業の事業活動に大きな影響が生じたところであり、道では、このたび、激甚災害法の局激に指定された3町の事業者を対象に、事業の再建や継続を支援するための予算を措置したほか、これまで、信用保証料への補助、3町の特産品等の消費拡大に向けた、全道各地の商店街におけるキャンペーンの展開に加え、道内6圏域において、支援施策の説明会や個別相談会を実施しているところであります。

道といたしましては、こうした取り組みに加え、道の制度融資による資金供給の円滑化や、中小企業総合支援センターを通じた販路開拓支援、さらには、商工団体等による経営指導などといった既存施策のほか、国の施策も組み合わせるなどして、事業者の個々のニーズを踏まえた、きめ細やかな支援を行い、中小・小規模事業者の早期の復旧、復興に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）医療・福祉問題に関し、まず、メディカルウイングについてでございますが、広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道において、誰もが、どこに住んでいても、必要な医療が提供される仕組みとして極めて有効であり、地域に暮らす方々の安全につながるものと考えております。

昨年度の搬送実績等につきましては、事後検証部会を開催し、搬送に至らなかった要請や相談も含め、全ての事例を対象として、搬送や搬送先の妥当性はもとより、関係機関の連携体制などについて幅広く検証を行った結果、全て妥当とされたところでございます。

本年度は、11月末日現在で、神奈川や京都など道外への搬送も含め、24件実施しているところでありまして、今後とも、消防機関などの関係機関と十分に連携しつつ、メディカルウイングの運航実績を着実に積み重ねるとともに、こうした検証を継続するなどして、効果的で円滑な事業運営が図られるよう取り組んでまいります。

次に、難病センターについてでございますが、このセンターは、難病の患者の方々と家族に対する相談や、治療に来られた際の宿泊、就労支援などを行う拠点として重要な施設であり、道では、これまでも、必要な整備に努めてきたところでございます。

今回の停電発生を踏まえまして、センターを運営する難病連から対応状況について伺いますとともに、建物や設備の状況についても確認をいたしたところでございます。

道といたしましては、災害時や非常時における利用者等の安全確保などを図るため、避難や安全対策、業務継続などの手順を定めておくことは大変重要と考えておりまして、今後、難病連と

協議を行っていくとともに、電源や給水にも不都合が生じないよう対応を進めまして、センターが、災害に強い、より利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

最後に、成人歯科健診についてでございますが、労働安全衛生法におきましては、一部の事業所を除き、歯科健診の実施が義務化されておらず、また、健康増進法に基づく歯周疾患検診は、40歳以降10歳ごととされておりまして、成人を対象とした歯科健診は、必ずしも広く実施されていないものと認識いたしております。

このため、道では、歯科保健医療推進計画に基づき、保健指導に重点を置いた成人歯科健診プログラムの普及や、それを進める人材の育成に取り組むとともに、法制度上の整備を含めた、成人を対象とする歯科健診体制の構築について国に要望するなど、生涯を通じて歯の健康を維持していく上で重要な役割を果たす成人歯科健診の充実に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）道職員の歯科健診などについてでございますが、職員が健康で職務に臨むことは、地域住民の皆様への貢献の前提であり、職員の健康確保は大変重要であると認識しているところであります。

このため、職員の歯の健康につきましても、道といたしましては、北海道歯科医師会と連携した健康学習会の開催や、歯周病予防に関するパンフレットの配付を行うなど、知識、意識を高めるための健康教育に取り組んでいるところであります。

今年度からは、定期健康診断の間診票に、歯科に関する調査項目を追加し、歯周病の有無、歯のかみ合わせの状態や歯科健診の受診状況を調査することとしており、今後、調査の内容も参考にしながら、一層の歯の健康づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）最初に、農業被害への対応に関し、農家における電源の確保についてでございますが、胆振東部地震の際に、酪農家においては、発電機が十分に確保できなかったことにより、生産に大きな影響が生じるなど、非常時における電源の確保の重要性が改めて認識されたところでございます。

こうした中、野菜や果樹の農家などにおいても、品質確保の面から貯蔵用冷蔵庫などを導入しているところもあり、作物にかかわらず、各農家が非常時に備えた対策を講じていくことは重要となっております。

道といたしましては、引き続き、農家における非常用電源の導入、整備の状況について、JAなどを通じて聞き取り調査を行い、農業団体とも連携しながら、生産者が安心して営農に取り組めるよう、必要な方策などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、家畜保健衛生所の体制整備についてでございますが、安全、安心な畜産物の安定生産を図るためには、地域と連携した、農場ごとの衛生レベルの向上、伝染病発生時の迅速な防疫措置

や、高度化する診断技術への対応など、家畜保健衛生所に対して求められる役割は一層高まってきているところであります。

こうした中、正確な診断を行うための高い検査技術の維持や、衛生管理面における検査室のバイオセキュリティの向上は重要でありますことから、道といたしましては、検査にかかわる精度管理や、災害時における業務継続の体制なども含め、円滑な家畜防疫業務の推進に向けて、必要な検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部アイヌ政策監長橋聡君。

○環境生活部アイヌ政策監長橋聡君（登壇）アイヌ政策に関し、国の検討状況についてでございますが、アイヌ政策の再構築に向け、国が各地域で開催した意見交換会などにおいて、新たな法律にアイヌの人たちを先住民族と位置づけることを初め、幼少期からの教育や就学支援の充実、地域におけるアイヌブランドの確立など、産業振興、観光振興への支援のほか、伝統文化の継承に必要な自然素材の確保に係る規制緩和などについて、アイヌの人たちや市町村から意見が寄せられているところでございます。

国におきましては、こうした意見などを踏まえ、アイヌの人たちの自立を図り、未来志向の政策となるよう、地域振興、産業振興も含めた総合的な取り組みを推進する新たな法律の制定や、交付金制度の創設などについて、現在、検討が進められているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 森成之君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月4日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時 散会